

第79回国民体育大会
第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第7回総会



令和元年5月17日（金）

びわ湖大津プリンスホテル3階

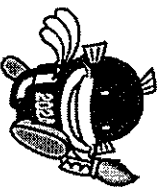
「ナリンスホール」

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



ナリンス



ナリンス

滋賀県民の歌

Moderato 明るく大きく J=104

郷土 瀬原 彌作
西条 八十 補作
古閑 祐而 作曲

一、
比良の峯ゆく白い雲 緑に映える琵琶の水
機織る町に稻刈る村に 今日も平和の日はうらら
美しの滋賀 明るき滋賀 讀えんわれらの伸びゆく滋賀を

二、
高い文化の伝統に 野花も聖く匂う国
漁る舟にベルトの歌に 明日の希望が燃えあがる
美しの滋賀 明るき滋賀 讀えんわれらの伸びゆく滋賀を

三、
力あわせて弥栄の 楽土を築く意気新た
かがやく眸ゆるがぬ決意 進むわれらに波光
美しの滋賀 明るき滋賀 讀えんわれらの伸びゆく滋賀を

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第7回総会 次第

日 時：令和元年5月17日（金） 14:45～16:30
場 所：びわ湖大津プリンスホテル3階
「プリンスホール」

1 開会

2 国歌斉唱

3 滋賀県民の歌斉唱

4 あいさつ

会長（滋賀県知事） 三日月 大造

5 調査活動報告等

- （1）「子ども・若者参画特別委員会」活動報告
- （2）「滋賀県競技力向上対策本部」経過報告

6 報告事項

- （1）役員、委員等の変更
- （2）第7回常任委員会における決定事項
- （3）愛称・スローガン決定報告
- （4）第79回国民スポーツ大会開催申請書の提出について

7 審議事項

- （1）第1号議案 平成30年度事業報告（案）
- （2）第2号議案 平成30年度収支決算（案）
- （3）第3号議案 平成30年度収支補正予算（会長専決処分）
- （4）第4号議案 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則改正（案）
- （5）第5号議案 関連規程等の改正（案）
- （6）第6号議案 監事の選任（案）
- （7）第7号議案 令和元年度事業計画（案）
- （8）第8号議案 令和元年度収支予算（案）
- （9）第9号議案 令和元年度暫定収支予算（会長専決処分）

8 閉会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第7回総会資料 目次

【報告事項】

ページ

○ 役員、委員等の変更	1
○ 第7回常任委員会における決定事項	別冊
○ 愛称・スローガン決定報告	7
○ 第79回国民スポーツ大会開催申請書の提出について	8

【審議事項】

＜第1号議案＞	
○ 平成30年度事業報告 (案)	9
＜第2号議案＞	
○ 平成30年度収支決算 (案)	21
＜第3号議案＞	
○ 平成30年度収支補正予算 (会長専決処分)	23
＜第4号議案＞	
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会会則改正 (案)	25
＜第5号議案＞	
○ 関連規程等の改正 (案)	27
＜第6号議案＞	
○ 監事の選任 (案)	49
＜第7号議案＞	
○ 令和元年度事業計画 (案)	51

< 第 8 号議案 >

○ 令和元年度収支予算 (案)	57
-----------------	----

< 第 9 号議案 >

○ 令和元年度暫定収支予算 (会長専決処分)	59
------------------------	----

【参考資料】

ページ

○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 会則	61
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図 (案)	67
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 構成図 (案)	68
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 役員名簿	69
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 名簿 (会長・委員)	73
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 名簿 (顧問・参与)	81
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針	83
○ 第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	85
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針	86
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準	87
○ 第79回国民体育大会 公開競技実施基本方針	89
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針	90
○ 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針	91
○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針	93
○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画	95
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針	97

○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本計画	・・	98
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針	・・	101
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針	・・・・・・・・・・	102
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針	・・・・・・・・・・	103
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金趣意書	・・	105
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進計画	・・	107

報 告 事 項

役員、委員等の変更

平成30年5月21日から令和元年5月17日までの間における役員、委員等の変更については次のとおりであるので、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第8条第2項および第3項ならびに第9条第6項の規定に基づき、報告する。

【副会長】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会議長	生田 邦夫	川島 隆二
滋賀県副知事	由布 和嘉子	池永 肇恵
滋賀県市長会会長	小椋 正清 (東近江市)	山仲 善彰 (野洲市)
滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克	青木 洋

【常任委員】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会副議長	細江 正人	生田 邦夫
滋賀県議会県民生活・土木交通常任委員会委員長	—	佐藤 健司
滋賀県議会スポーツ振興対策特別委員会委員長	—	角田 航也
滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	田中 松太郎	—
滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	竹村 健	—
滋賀県知事公室長	水上 敏彦	—
滋賀県総合企画部長	廣脇 正機	福永 忠克
滋賀県総務部長	江島 宏治	藤本 武司
滋賀県県民生活部長	—	浅見 孝門
滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実	—
滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久	廣脇 正機
滋賀県商工観光労働部長	森中 高史	江島 宏治
滋賀県農政水産部長	西川 忠雄	高橋 滝治郎
滋賀県土木交通部長	川浦 雅彦	池口 正晃
滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一	松野 克樹
滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長	田代 弥三平 (守山市)	板山 英信 (長浜市)

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長（多賀町教育委員会教育長）	山中 健一	橋本 悟
滋賀県都市教育長会会長	田代 弥三平 （守山市）	板山 英信 （長浜市）
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	有木 重夫	河上 ひとみ
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	村田 大作	橋本 俊和
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	松田 善雄	久保 九二雄
滋賀県小学校体育連盟会長	吉田 聡	町釋 恵
滋賀県小学校長会会長	清水 康行	宮居 伝
滋賀県中学校長会会長	今井 公夫	織田 恭淳
滋賀県高等学校長協会会長	藤井 晃一	大田 祥登
滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那須 文英	松村 実
滋賀県特別支援学校長会会長	小島 輝彦	安藤 清代
滋賀県商工会連合会会長	清水 憲	川瀬 重雄
滋賀経済同友会代表幹事	大日 常男	北 幸二
一般社団法人 滋賀県病院協会会長	石川 浩三	片岡 慶正
滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太田 千恵子	四塚 康則
滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤井 弘和	大石 康雄

【委員（副会長および常任委員を除く）】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会県民生活・土木交通常任委員会副委員長	—	成田 政隆
滋賀県議会スポーツ振興対策特別委員会副委員長	—	粉川 清美
滋賀県議会通常任委員会副委員長	川島 隆二	—
滋賀県議会スポーツ振興対策特別委員会副委員長	中村 才次郎	—
滋賀県東京本部長	東 勝	水上 敏彦
滋賀県監査委員事務局長	浅見 孝円	中山 義彦
長浜市議会議長	松本 長治	柴田 清行
草津市議会議長	奥村 次一	瀬川 裕海
守山市議会議長	藤木 猛	森 貴尉

所屬機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
栗東市議会議長	上田 忠博	小竹 庸介
野洲市議会議長	橋 俊明	矢野 隆行
東近江市議会議長	大橋 保治	市木 徹
豊郷町議会議長	北川 和利	前田 広幸
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	山岸 斉	矢川 賢治
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	森本 和寛	竹内 勇喜
国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	堀田 伸之	水草 浩一
近江八幡市スポーツ協会会長	加納 隆	小西 眞
一般社団法人甲賀市スポーツ協会会長	治武 俊明	木村 清衣衛
米原市スポーツ協会会長	的場 収治	谷村 敏博
蒲生郡体育協会会長	西田 秀治	藤澤 直広
犬上郡スポーツ協会会長	永石 協	木村 修
公益社団法人滋賀県サッカー協会会長	森津 陽太郎	松田 保
特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟会長	神野 佳樹	山田 将人
滋賀県自転車競技連盟会長	森 貴尉	田中 廣光
滋賀県山岳連盟会長	澤山 恵	伊藤 克己
滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長	吉井 純子	森谷 えみ子
学校法人立命館総長・立命館大学学長	仲谷 善雄	吉田 美喜夫
滋賀県農業協同組合中央会会長	石部 和美	中川 清之
公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会会長	桑原 勝良	本庄 浩二
滋賀県信用金庫協会会長	沼尾 護	横田 幸造
西日本電信電話株式会社滋賀支店長	小野 弘嗣	安田 豊
ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与	山口 和代	下 英章
西日本高速道路株式会社社執行役員関西支社長	前 邦彦	村尾 光弘
公益社団法人滋賀県理学療法士会会長	平岩 康之	本白水 博
一般社団法人滋賀県調理師会会長	小林 晃	小野寺 和徳
滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長	前田 政彦	目片 信悟
滋賀県特別支援学校 P T A連絡協議会会長	山川 奈津美	奥山 みどり

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園理事長	中村 裕一	和田 慶三
一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	吉仲 幸子	北沢 浩治
公益財団法人淡海環境保全財団理事長	中鹿 哲	力石 伸夫
滋賀県公民館連絡協議会会長	—	小杉 一子
特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター理事長	城 貴志	北村 克家

【参与】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
滋賀県議会議員	井狩 辰也	—
滋賀県議会議員	江畑 弥八郎	—
滋賀県議会議員	小川 泰江	—
滋賀県議会議員	河井 昭成	—
滋賀県議会議員	黄野瀬 明子	—
滋賀県議会議員	桑野 仁	—
滋賀県議会議員	佐口 佳恵	—
滋賀県議会議員	重田 剛	—
滋賀県議会議員	柴田 清行	—
滋賀県議会議員	清水 ひとみ	—
滋賀県議会議員	白井 幸則	—
滋賀県議会議員	周防 清二	—
滋賀県議会議員	本田 秀樹	—
滋賀県議会議員	松本 利寛	—
滋賀県議会議員	村上 元庸	—
滋賀県教育委員会委員	野村 早苗	河上 ひとみ
株式会社朝日新聞社大津総局長	吉岡 一	勝部 真一
株式会社毎日新聞社大津支局長	竹中 拓実	濱 弘明
株式会社産業経済新聞社大津支局長	鮫島 敬三	山口 淳也
株式会社京都放送滋賀支社長	宮本 英樹	堀土 昌哉

【監事】

所属機関・団体および役職	新 任 者	前 任 者
市会計管理者代表（近江八幡市会計管理者）	山本 知子	江南 仁一郎
町会計管理者代表（豊郷町会計管理者）	小西 直美	馬場 貞子

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

愛称・スローガンの決定について

2024年に滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の愛称・スローガンおよび愛称・スローガン等のロゴデザインを決定しましたので報告します。

1. 愛称・スローガンの応募状況

募集期間：平成30年9月20日～11月12日（54日間）
応募点数 愛称：10,601点、スローガン：10,209点

2. 最終候補作品への一般投票結果

愛称・スローガン最終候補作品各5作品に対して一般投票を実施
投票期間：平成31年1月16日～31日（16日間）
投票数 愛称：10,722票、スローガン：10,567票

3. 採用作品（最優秀賞受賞作品）

愛称：わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
（作者：本多 美喜さん 滋賀県立草津東高等学校2年生（当時））

<趣旨>

選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

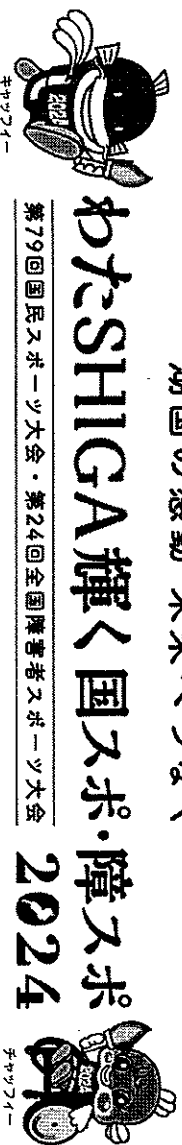
（作者：小笠原 登真さん 滋賀県立守山中学校2年生（当時））

<趣旨>

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

4. ロゴデザイン

湖国の感動 未来へつなぐ



<説明>

年齢、性別、障害のあるなしに関わらず、すべての人が関わり、参加できる両大会を目指すことから、優しさ、親しみやすさを感じられる書体を使用し、文字の一部にびわ湖をあしらうことで、滋賀県での開催を表現しています。
全体の配色は、大会マスコットキャラクターとの統一感をもたせています。

第79回国民スポーツ大会開催申請書の提出について

1 国民スポーツ大会開催申請書について

「国民体育大会開催基準要項」により、開催県は、大会開催年の5年前に開催申請書を提出することとされている。

※公益財団法人日本スポーツ協会会長および文部科学大臣あてに、滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長、公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長の連名で提出

【提出根拠】

【国民体育大会開催基準要項（抜粋）】

- 14 大会開催の申請
- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会会長、都道府県知事及び教育委員会教育長とが連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。

【様式】

開 催 申 請 書	
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿	
文 部 科 学 大 臣 殿	
令和〇〇年の第〇〇回国民スポーツ大会を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。	
年 月 日	都道府県体育（スポーツ）協会会長名 印
	都 道 府 県 知 事 名 印
	都道府県教育委員会教育長名 印

【添付書類】

- ・ 都道府県議会決議書
- ・ 実施予定競技およびその種類
- ・ 競技施設整備計画
- ・ 会場地別宿泊可能数

2 スケジュール

5月17日（金）	開催準備委員会常任委員会（会場地内定等、競技施設整備計画）
〃	総会（報告：開催申請書提出について）
6月初め	日本スポーツ協会へ開催申請書提出
6月13日（木）	日本スポーツ協会 国民体育大会委員会（開催内定について）
7月17日（水）	日本スポーツ協会 理事会（開催内定について） ⇒開催内定

審議事項

平成30年度事業報告(案)

1 主な事業概要

(1) 各種基本方針および計画等の策定

①総務企画専門委員会

<第8回>

- ・開催基本構想構成案
- ・開催準備総合計画改正 (案)
- ・第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目 (案)
- ・第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (案)
- ・第79回国民体育大会競技施設基準改正 (案)
- ・第79回国民体育大会 会場地市町第四次内定 (案)

<第9回>

- ・開催基本構想 (素案)

<第10回>

- ・開催基本構想 (案)
- ・開催準備総合計画改正 (案)

②広報・県民運動専門委員会

<第10回>

- ・愛称・スローガン制定について

<第11回>

- ・県民運動基本計画の方向性について
- ・愛称・スローガン募集要項、審査要領および部会設置要綱

<第12回>

- ・県民運動基本計画 (原案)
- ・愛称・スローガン最終候補作品選定について

<第13回>

- ・県民運動基本計画 (案)
- ・愛称・スローガン入賞作品決定について

③全国障害者スポーツ大会専門委員会

<第6回>

- ・第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針 (案)

④競技運営専門委員会

<第4回>

- ・ 競技役員等養成事業について
- ・ 第79回国民体育大会競技運営基本方針 (案)
- ・ 第79回国民体育大会競技用具整備基本方針 (案)

<第5回>

- ・ 第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針改正 (案)
- ・ 第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針改正 (案)
- ・ 第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画改正 (案)
- ・ 第79回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ選定について

<第6回>

- ・ 第79回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ実施基本方針 (案)
- ・ 第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項 (案)

⑤宿泊・衛生専門委員会

<第1回>

- ・ 宿泊基本方針 (案)

<第2回>

- ・ 宿泊基本計画 (案)
- ・ 医事・衛生基本計画 (案)
- ・ 部会設置要項 (案)

⑥輸送・交通専門委員会

<第2回>

- ・ 輸送・交通基本計画 (案)

⑦募金・協賛推進特別委員会

<第8回>

- ・ 平成30年度取組実績 (案)
- ・ 平成31年度取組計画 (案)

(2) 会場の選定

国民スポーツ大会正式競技については、昨年度に引き続き、内定に至っていない競技について、市町および競技団体、県外施設所有者に対してヒアリング・協議等を行った。また、第8回総務企画専門委員会を平成30年4月に開催し、会場地市町の第四次内定案について議論し、平成30年5月21日に開催した準備委員会第6回常任委員会において6競技を内定した。

国民スポーツ大会公開競技について、「公開競技実施基本方針」に基づき、市

町および競技団体に対して開催希望調査やヒアリング等を実施し、調整を行った。
 全国障害者スポーツ大会正式競技について、「第24回全国障害者スポーツ大会
 会場地選定基本方針」に基づき、市町および競技団体に対して開催希望調査やヒ
 アリング等を実施し、調整を行った。

(3) 競技運営

「競技役員等養成基本計画」に基づき、国民スポーツ大会における審判員等の
 資格が必要な競技役員について、競技団体毎に作成する養成計画に基づき実施さ
 れる養成事業に対して支援を行った。また、進捗を鑑み、次年度以降の年次別養
 成計画の見直しを行った。

【平成30年度末の養成実績（平成28年4月～平成31年3月）】

	当初計画①	実績②	差引 ②-①	実施率 ②/①
資格取得	662 (人)	590 (人) (313 人)	▲72 (人)	89.1% (47.2%)
資格維持 資質向上	2,914 (人)	1,937 (人) (931 人)	▲977 (人)	66.4% (31.9%)

当初計画①：平成27年度実施のヒアリング結果に基づく人数

() 内の数字は「競技役員等養成事業補助金」対象事業での養成人数

また、競技用具整備については、「競技用具必要数・現有数調査」を実施し、
 競技用具整備に向けた検討を行った。

(4) 広報・県民運動の推進

平成30年9月から11月にかけて両大会の愛称・スローガンの公募を行った結
 果、愛称・スローガン共に約1万件の応募があり、12月以降、広報県民運動専門
 委員会および愛称・スローガン選定部会で選定を行い、平成31年2月12日に愛
 称・スローガンを決定した。また、年度末には、最優秀賞の表彰式とともに作成
 した愛称・スローガン等の規定書体を発表するなど積極的な広報を行った。
 併せて、次年度の大会広報ポスターをモザイクアートで作成するため、ホーム
 ページやSNSを活用して写真の募集を行ったところ、約2千件の応募があった。
 また、缶バッジ・ピンバッジをはじめとする広報・募金返礼グッズを作成し、
 引き続き募金活動と連動した啓発活動を行うとともに県内スポーツ施設での横断
 幕の掲出を行った。

(5) 宿泊・衛生対策の推進

宿泊・衛生専門委員会を平成 30 年 4 月および平成 31 年 2 月に開催し、他府県の事例をもとに円滑かつ安全な宿泊・衛生対策の確保に向けた課題等について議論した。

(6) 輸送・交通対策の推進

輸送・交通専門委員会を平成 31 年 1 月に開催し、他府県の事例をもとに円滑かつ安全な輸送の確保に向けた課題等について議論した。

(7) 全国障害者スポーツ大会の準備

全国障害者スポーツ大会専門委員会を平成 30 年 7 月、平成 31 年 1 月、3 月に開催し、他の専門委員会で策定する方針・計画について、障スポの観点で議論するとともに、オープン競技実施基本方針(案)について審議した。

(8) 寄附金の募集

昨年度に引き続き、両大会に向けた寄附金の募集を実施し、街頭啓発やスポーツイベントとのタイアップによる募金活動のほか、企業・団体に対して協力依頼を行った。

【平成 30 年度 主な取組実績】

(個人)

- ・募金箱の設置 (県内 105 カ所に設置 (平成 30 年度末))
 - ・街頭募金活動 (9 月 21 日、東レアローズや大学運動部など合計 75 名に協力を得て、実施。)
 - ・スポーツイベント等での募金活動等
 - ・クラウドファンディングの手法を用いた寄附募集の実施
- (企業・団体)
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催周知と連動した寄附依頼
 - ・寄附者にメリットのあるメニューの提示

【内訳】

寄附の種類	件数	寄附金額	備 考
個人	14 件	44,530 円	
企業・団体	19 件	59,066,228 円	
イベント	23 件	112,972 円	街頭募金、スポーツイベント等での募金
据置き募金箱	—	106,091 円	

その他	1 件	28, 500 円	びわ湖レイクサイドマラソン (チャリティーランナー (@500 円))
計	57 件	59, 358, 321 円	(使途) 競技力向上 348, 144 円 施設整備 59, 010, 177 円

【年度別の実績】

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
件 数	2 件	78 件	93 件	112 件	57 件	342 件
寄附金額	11, 000 千円	20, 066 千円	23, 320 千円	30, 424 千円	59, 358 千円	144, 169 千円

(寄附の活用した事業展開)

- ・ 「選手の育成および強化」 のために寄附いただいた 1, 000 万円については、平成 30 年度に実施した競技力向上事業に充当した。

(9) 子ども・若者による調査研究活動

子ども・若者参画特別委員会(通称：ジュニア・ユースチーム)において、平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月まで 9 回にわたり「スポーツの魅力発見!!!」をテーマに活動した。福井国体の視察や調査・体験活動を実施し、その活動報告に加え、メンバーで検討した「競技の魅力」や「競技普及策」を活動報告会で発表した。

(10) 各種調査の実施

宿泊業務の基礎資料として、県内宿泊施設の宿泊定員や駐車場の有無等の基本的な情報を調査する宿泊基礎調査を行った。

また、輸送・交通の基礎資料として、県内事業者のバス保有状況や主会場周辺駐車場の状況を調査する輸送・交通基礎調査を行った。

(11) その他

先催果の開催準備状況に係る情報収集を行った。

2 会議の開催等

(1) 総会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第6回	平成30年5月21日(月) 14:45～16:20 (琵琶湖ホテル3階「瑠璃」)	○平成29年度事業報告(案) ○平成29年度収支決算(案) ○平成29年度収支補正予算 (会長専決処分) ○平成30年度事業計画(案) ○平成30年度収支予算(案) ○平成30年度暫定収支予算 (会長専決処分)

(2) 常任委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第6回	平成30年5月21日(月) 13:30～14:40 (琵琶湖ホテル2階「ローズ」)	○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正(案) ○第79回国民体育大会および会場地市町の業務分担・経費負担細目(案) ○第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針(案) ○第79回国民体育大会会場地市町第四次内定(案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針(案) ○第79回国民体育大会競技運営基本方針(案) ○第79回国民体育大会競技用具整備基本方針(案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針(案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針

		針 (案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針 (案) ○関連方針等の改正 (案)
--	--	--

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会(3回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第8回	平成30年4月16日(月) 13:00～15:00 (滋賀県大津合同庁舎7-A会議室)	○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想構成案 ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正 (案) ○第79回国民体育大会および会場地市町の業務分担・経費負担細目 (案) ○第24回全国障害者スポーツ大会および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (案) ○第79回国民体育大会競技施設基準改正 (案) ○第79回国民体育大会会場地市町第四次内定 (案)
第9回	平成30年11月9日(金) 15:30～17:00 (滋賀県大津合同庁舎3-A会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想 (案案)
第10回	平成31年2月8日(金) 10:00～12:00 (滋賀県大津合同庁舎3-A会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想 (案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正 (案)

② 広報・県民運動専門委員会(4回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第10回	平成30年7月17日(火) 10:00～12:00 (滋賀県大津合同庁舎7ーA会議室)	○愛称・スローガン制定について
第11回	平成30年8月30日(木) 14:00～16:00 (滋賀県大津合同庁舎7ーD会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画の方向性について ○愛称・スローガン募集要項、審査要領および部会設置要綱について
第12回	平成31年1月10日(木) 14:00～15:30 (滋賀県大津合同庁舎7ーC会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画(原案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛称・スローガン最終候補作品選定について
第13回	平成31年2月12日(火) 14:00～16:00 (滋賀県大津合同庁舎7ーB会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画(案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛称・スローガン入賞作品決定について

③ 愛称・スローガン選定部会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	平成30年12月20日(木) 9:30～11:00 (滋賀県大津合同庁舎6ーF会議室)	○第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会「愛称・スローガン選定部会」会議公開要領(案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン選定(第三次選定)について

第2回	平成31年3月4日(月) 14:00～15:30 (滋賀県庁本館1-C会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン等規定書体作成業務委託プロポーザルの審査について ○第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛称の補作要否の検討および表記の決定について
-----	---	--

④ 競技運営専門委員会(3回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第4回	平成30年4月17日(火) 14:00～16:00 (滋賀県大津合同庁舎7-A会議室)	○競技役員等養成事業について ○第79回国民体育大会競技運営基本方針(案) ○第79回国民体育大会競技用具整備基本方針(案)
第5回	平成30年9月3日(月) 14:00～15:30 (滋賀県大津合同庁舎7-A会議室)	○第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針改正(案) ○第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針改正(案) ○第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画改正(案) ○第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ選定の進め方について
第6回	平成31年2月6日(水) 10:00～11:30 (滋賀県大津合同庁舎7-A会議室)	○第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針(案) ○第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項(案)

⑤ 宿泊・衛生専門委員会(2回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回	平成30年4月27日(金) 14:00～15:50 (滋賀県大津合同庁舎7-D 会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会宿泊基本方針 (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会医事・衛生基 本方針 (案)
第2回	平成31年2月7日(木) 10:00～11:15 (滋賀県大津合同庁舎3-A 会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会宿泊基本計画 (案) ○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会医事・衛生基 本計画 (案) ○第79回国民体育大会・第24回全国障 害者スポーツ大会滋賀県開催準備委 員会宿泊・衛生専門委員会部会設置 要綱 (案)

⑥ 輸送・交通専門委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第2回	平成31年1月30日(水) 14:00～15:30 (滋賀県大津合同庁舎3-A 会議室)	○第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会輸送・交通基 本計画 (案)

⑦ 全国障害者スポーツ大会専門委員会(3回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第5回	平成30年7月13日(金) 15:00～17:30 (滋賀県庁東館7階大会議 室)	○他の専門委員会で策定する方針・計 画について議論

第6回	平成31年1月24日(木) 10:00～12:15 (滋賀県大津合同庁舎7－ B会議室)	○第24回全国障害者スポーツ大会オー グン競技実施基本方針(案)
第7回	平成31年3月18日(月) 10:00～11:20 (滋賀県庁北新館3階多目 的室2)	○他の専門委員会で策定する方針・計 画について議論

(4) 特別委員会

① 募金・協賛推進特別委員会(1回)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第7回	平成31年3月28日(木) 14:00～15:15 (滋賀県大津合同庁舎7－ B会議室)	○平成30年度取組実績(案) ○平成31年度取組計画(案)

② 子ども・若者参画特別委員会(9回)

会議名	日時・場所	主な活動内容
第1回	平成30年8月26日(日) 10:00～15:30 (びわこ成蹊スポーツ大学)	○結団式 ○仲間づくり活動
第2回	平成30年9月15日(土) 10:00～15:30 (びわ湖放送株式会社)	○インタビューに関わる講義等 ○質問事項の検討
第3回	平成30年10月6日(土) 9:00～15:30 (福井国体競技会場)	○福井しあわせ元気国体視察(アーチ ェリー・ホッケー)
第4回	平成30年10月27日(土) 10:00～16:00 (滋賀県立伊吹運動場)	○ホッケー競技体験 ○関係者への取材活動
第5回	平成30年11月10日(土) 10:00～16:00 (滋賀県立大津商業高等学 校)	○アーチェリー競技体験 ○関係者への取材活動

第6回	平成30年11月23日(金・祝) 10:00～16:00 (滋賀県立石山高等学校)	○フエッティング競技体験 ○関係者への取材活動
第7回	平成31年1月20日(日) 10:00～16:00 (滋賀県庁北新館3階中会議室)	○競技体験・関係者への取材活動のまとめ ○競技の普及についての検討
第8回	平成31年2月17日(日) 9:30～12:00 (滋賀県庁北新館3階中会議室)	○活動報告会に向けての準備活動
第9回	平成31年3月17日(日) 12:00～16:00 (コラボしが21)	○活動報告会 ○解団式

平成30年度 収支決算 (案)

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
繰越金	799,000	0	799,000	799,115	115	
負担金	28,401,000	△ 4,316,000	24,085,000	24,085,000	0	
諸収入	0	1,897,000	1,897,000	1,896,423	△ 577	輸送・交通基礎調 査委託料(ワール ドマースターズ負担 分)
計	29,200,000	△ 2,419,000	26,781,000	26,780,538	△ 462	

2 支出の部

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
事業費	24,269,000	△ 2,419,000	21,850,000	20,919,047	930,953	
事務局費	4,931,000	0	4,931,000	4,881,724	49,276	
計	29,200,000	△ 2,419,000	26,781,000	25,800,771	980,229	

収入済額 26,780,538円 － 支出済額 25,800,771円 ＝ 収支差額(次年度繰越額) 979,767円

平成30年度 収支決算内訳

1 収入の部

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入済額 (D)	差 額 (E=D-C)	摘 要
1 繰越金	799,000	0	799,000	799,115	115	前年度繰越金
2 負担金	28,401,000	△ 4,316,000	24,085,000	24,085,000	0	滋賀県負担金
3 諸収入	0	1,897,000	1,897,000	1,896,423	△ 577	輸送・交通基礎調査委託料(クール・ドラスター負担分)
計	29,200,000	△ 2,419,000	26,781,000	26,780,538	△ 462	

2 支出の部

(単位：円)

予算科目名	当初予算額 (A)	補正増減額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	差 額 (E=C-D)	摘 要
1 事業費	24,269,000	△ 2,419,000	21,850,000	20,919,047	930,953	
(1) 会議開催運営費	2,825,000	△ 487,000	2,338,000	2,235,541	102,459	総会・常任委員会、専門委員会、特別委員会
(2) 中央競技団体正規視察費	1,448,000	△ 411,000	1,037,000	776,200	260,800	
(3) 広報・基金活動推進費	4,196,000	1,185,000	5,381,000	5,482,841	△ 101,841	愛称・スローガンロゴデザインの作成費・作成経費等 広報関係物品・作成経費等
(4) 競技役員養成費	5,000,000	△ 1,300,000	3,700,000	3,031,806	668,194	
(5) 調査費	10,800,000	△ 1,406,000	9,394,000	9,392,659	1,341	
2 事務局費	4,931,000	0	4,931,000	4,881,724	49,276	
(1) 人件費	2,150,000	0	2,150,000	1,942,843	207,157	臨時的任用職員
(2) 事務局員旅費	2,548,000	0	2,548,000	2,242,928	305,072	市町・競技団体との連絡調整、大会視察等
(3) 事務局運営費	233,000	0	233,000	695,953	△ 462,953	事務用品購入費等
計	29,200,000	△ 2,419,000	26,781,000	25,800,771	980,229	

収入済額 26,780,538円 - 支出済額 25,800,771円 = 収支差額(次年度繰越額) 979,767円

平成30年度収支補正予算（会長専決処分）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり平成31年3月18日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
負担金	28,401	△ 4,316	24,085	滋賀県負担金
繰越金	799	0	799	前年度繰越金
諸収入	0	1,897	799	前年度繰越金
合計	29,200	△ 2,419	26,781	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘要
事業費	24,269	△ 2,419	21,850	役員養成費、 調査費等の減
事務局費	4,931	0	4,931	
合計	29,200	△ 2,419	26,781	

監 査 報 告

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第7条第4項および第18条第2項の規定に基づき、平成30年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和元年 5月 8日 監 事

町会計管理者代表 (豊郷町会計管理者)

小 西 直 美 

令和元年 5月 8日 監 事

市会計管理者代表 (近江八幡市会計管理者)

山 本 知 子 

令和元年 5月 8日 監 事

滋賀県会計管理者

青 木 幸 一 

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会会則改正（案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則を次のとおり改正する。

1 改正の内容

	改 正 前	改 正 後
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則 (名称) 第1条 本会は、<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>（以下「開催準備委員会」という。）と称する。 (目的) 第2条 開催準備委員会は、<u>平成36年（2024年）の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。 第3条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>大会開催に必要な方針および計画の策定</u> (2) <u>大会における実施競技および会場地の選定</u> (3) <u>大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定</u>	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則 (名称) 第1条 本会は、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>（以下「開催準備委員会」という。）と称する。 (目的) 第2条 開催準備委員会は、<u>令和6年（2024年）の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「西大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。 第3条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>西大会開催に必要な方針および計画の策定</u> (2) <u>西大会における実施競技および会場地の選定</u> (3) <u>西大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定</u>

(4) <u>大会開催準備に必要な業務および経費の決定</u> (5) <u>大会開催準備に係る関係のある機関・団体との連絡調整</u> (6) <u>その他大会開催準備に必要な事業</u> (組織)	(4) <u>大会開催準備に必要な業務および経費の決定</u> (5) <u>大会開催準備に係る関係のある機関・団体との連絡調整</u> (6) <u>その他大会開催準備に必要な事業</u> (組織)
第4条 <u>開催準備委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。 (1)～(2) (略) (3) <u>大会開催準備に係る関係のある機関・団体の代表者および役職員</u> (4) <u>その他大会開催準備に係る者</u> 2 (略) 第5条～第10条 (略) (総会) 第11条 1～3 (略) 4 <u>総会</u>は、次に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) <u>大会開催の基本方針</u>に関すること。 (2)～(7) (略) 5～7 (略) 第12条～第24条 (略)	第4条 <u>開催準備委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。 (1)～(2) (略) (3) <u>両大会開催準備に係る関係のある機関・団体の代表者および役職員</u> (4) <u>その他両大会開催準備に係る者</u> 2 (略) 第5条～第10条 (略) (総会) 第11条 1～3 (略) 4 <u>総会</u>は、次に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) <u>両大会開催の基本方針</u>に関すること。 (2)～(7) (略) 5～7 (略) 第12条～第24条 (略)

2 改正の理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の一部改正により、国民体育大会の名称が国民スポーツ大会に変更されることに伴い、必要な整理を行うため。

3 施行日

令和元年5月17日

関連規程等の改正（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の
関連規程等を次のとおり改正する。

1 改正の内容 別紙のとおり

2 改正の理由 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の一部改正により、国民体育大会の名称 が国民スポーツ大会に変更されることに伴い、必要な規程等の整理を行うため。

3 施行日 令和元年 5 月17 日

	改正前	改正後
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針 育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針	この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活気に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。 (後略)	この地で令和6年(2024年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活気に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。 (後略)
総会から常任委員会への委任事項	2 (略)	2 (略)
題名 (略)	題名 (略)	題名 (略)
(前文) 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則 (以下「会則」という。) 第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。	(前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則 (以下「会則」という。) 第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。	(前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則 (以下「会則」という。) 第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。
1～13 (略)	1～13 (略)	1～13 (略)
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会子ども・若者参画特別委員会設置規程 (目的)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会子ども・若者参画特別委員会設置規程 (目的)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会子ども・若者参画特別委員会設置規程 (目的)

障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会子ども・若者参画特別委員会設置規程	第1条 <u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第14条第2項の規定に基づき、子ども・若者ならではの視点または考えを<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「大会」という。）の開催準備や県のスポート振興等に反映するため、子ども・若者参画特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 大会開催準備や県のスポート振興等に係る課題についての調査に関すること。 (2) (略) 第3条～第4条 (略)	第1条 <u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第14条第2項の規定に基づき、子ども・若者ならではの視点または考えを<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「西大会」という。）の開催準備や県のスポート振興等に反映するため、子ども・若者参画特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 特別委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 西大会開催準備や県のスポート振興等に係る課題についての調査に関すること。 (2) (略) 第3条～第4条 (略)
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会・協賛推進特別委員会設置	（目的） 第1条 <u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第14条第2項の規定に基づき、県民・企業等の幅広い協力を得て、<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツに向けた募金・協賛の推進を図るため、募金・協賛推進特別委員会</u>（以下「特別委員会」という。）を設置する。 第2条～第7条 (略)	（目的） 第1条 <u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第14条第2項の規定に基づき、県民・企業等の幅広い協力を得て、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツに向けた募金・協賛の推進を図るため、募金・協賛推進特別委員会</u>（以下「特別委員会」という。）を設置する。 第2条～第7条 (略)

規程		
第79回国民体育大会 ・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進要綱	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>平成36年(2024年)の第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「大会」と総称する。）を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集（以下「募金」という。）について、必要な事項を定める。 (推進) 第2条 募金は、<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）が推進する。 2～4（略） (名称等) 第3条 募金は、「<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金</u>」という名称を用いて行うものとする。 2（略） 第4条（略） (期間) 第5条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から大会最終日まで (2) 第7条第2号に掲げる経費の	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、<u>令和6年(2024年)の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会</u>（以下「両大会」と総称する。）を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集（以下「募金」という。）について、必要な事項を定める。 (推進) 第2条 募金は、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u>滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）が推進する。 2～4（略） (名称等) 第3条 募金は、「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金</u>」という名称を用いて行うものとする。 2（略） 第4条（略） (期間) 第5条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から両大会最終日まで (2) 第7条第2号に掲げる経費の

	ための募金 平成29年7月31日から大会最終日まで (3) (略) (受入れ) 第6条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、 <u>滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金</u> に積立てるものとする。 (使途) 第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。 (1) <u>大会運営に要する経費</u> (2) <u>大会の広報に要する経費</u> (3) <u>大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費</u> (4) <u>大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費</u> 第8条～第9条 (略)	ための募金 平成29年7月31日から両大会最終日まで (3) (略) (受入れ) 第6条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、 <u>滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金</u> に積立てるものとする。 (使途) 第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。 (1) <u>両大会運営に要する経費</u> (2) <u>両大会の広報に要する経費</u> (3) <u>両大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費</u> (4) <u>両大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費</u> 第8条～第9条 (略)
第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進計画 (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (以下「要綱」という。) 第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会 (以下「大会」と総称する。)への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。 1. (略)	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進計画 (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (以下「要綱」という。) 第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会 (以下「大会」と総称する。)への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。 1. (略)	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進計画 (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 (以下「要綱」という。) 第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会 (以下「両大会」と総称する。)への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。 1. (略)

2. 推進に向けた視点 次の3つの視点に基づき、取組を推進する。 (1)「寄附したいと思っていただくための工夫」 滋賀や<u>大会</u>を応援したいという思いの醸成を図る。 (2) ～ (3) (略) 3. 具体的な取組 (1)様々な募金活動の展開 ア 個人 ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。 ・ <u>大会記念物品</u>等の購入を通じた寄附を呼びかける。 (中略) イ (略) (2)戦略的な広報活動の展開 ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ<u>大会開催のプレイベント</u>等との連携を図る。 (中略) (3)学校との連携協力 ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む<u>大会全般</u>を盛り上げる取組を実施する。(例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等) (4) ～ (8) (略) 4. (略)	2. 推進に向けた視点 次の3つの視点に基づき、取組を推進する。 (1)「寄附したいと思っていただくための工夫」 滋賀や<u>両大会</u>を応援したいという思いの醸成を図る。 (2) ～ (3) (略) 3. 具体的な取組 (1)様々な募金活動の展開 ア 個人 ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。 ・ <u>両大会記念物品</u>等の購入を通じた寄附を呼びかける。 (中略) イ (略) (2)戦略的な広報活動の展開 ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ<u>両大会開催のプレイベント</u>等との連携を図る。 (中略) (3)学校との連携協力 ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む<u>両大会全般</u>を盛り上げる取組を実施する。(例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等) (4) ～ (8) (略) 4. (略)
--	--

第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針	第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針 (前文) 第79回国民体育大会(以下「大会」という。)における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。 1～3 (略)	第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針 (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国民スポ」という。)における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。 1～3 (略)
第79回国民体育大会会場地市町選定基準	第79回国民体育大会会場地市町選定基準 (前文) 第79回国民体育大会(以下「大会」という。)における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。 1～3 (略)	第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基準 (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国民スポ」という。)における会場地市町は、第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。 1～3 (略)
第79回国民体育大会主会場選定基準	第79回国民体育大会主会場選定基準 (前文) 第79回国民体育大会(以下「大会」という。)における陸上競技会場および開・閉会式会場(以下「主会場」という。)は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次のとおり選定する。 1～2 (略)	第79回国民スポーツ大会主会場選定基準 (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国民スポ」という。)における陸上競技会場および開・閉会式会場(以下「主会場」という。)は、第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針に基づき、次のとおり選定する。 1～2 (略)
第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (前文)	第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (前文)

び会場 地市町の業務 分担・経費負担 基本方針	第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。 1～3（略）	第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。 1～3（略）
第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務 分担・経費負担 基本方針	第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（前文） 第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担の細目の考え方を次のとおり定める。 1～4（略） 別表（略）	第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（前文） 第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担の細目の考え方を次のとおり定める。 1～4（略） 別表（略）
第24回全国障害者スポーツ大会会場 地市町選定基本方針	第24回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針（前文）（略） 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民体育大会の会場を使用するものとする。 2～4（略）	第24回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針（前文）（略） 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。 2～4（略）
第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分	第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（前文） 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。	第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（前文） 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

担・経費負担基本方針	1 業務分担 (1) 県が担当する業務 大会の実施に係る業務で会場地 市町が担当する業務以外のもの (2) ～ (3) (略) 2 経費負担 (1) 県が負担する経費 大会の実施に係る経費で会場地 市町が負担する経費以外のもの (2) ～ (3) (略) 3 (略)	1 業務分担 (1) 県が担当する業務 障スポの実施に係る業務で会場 地市町が担当する業務以外のもの (2) ～ (3) (略) 2 経費負担 (1) 県が負担する経費 障スポの実施に係る経費で会場 地市町が負担する経費以外のもの (2) ～ (3) (略) 3 (略)
第79回国民体育大会 ・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針 (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の広報については、<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、<u>大会</u>への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、<u>滋賀や大会</u>の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針 (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「<u>西大会</u>」という。)の広報については、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>に基づき、<u>西大会</u>の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、<u>西大会</u>への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、<u>滋賀や西大会</u>の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、<u>西大会</u>の積極的な広報に努める。 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、<u>西大会</u>に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の

	多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。 4 大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。	の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。 3 西大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、西大会開催の機運を高める。 4 西大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、西大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。
第79回国民体育大会 ・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀基本計画	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本計画 (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)に向けて、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。 1 目的 大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につながるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信することを目的とする。 2 広報の手法 (1) 愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。 ①～③ (略) (2) 各種広報物品による広報 各種広報物品の作成や既存の広	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本計画 (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「西大会」と総称する。)に向けて、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。 1 目的 西大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、西大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる西大会につながるとともに、滋賀や西大会の魅力を全国に発信することを目的とする。 2 広報の手法 (1) 愛称・スローガン等による広報 西大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。 ①～③ (略) (2) 各種広報物品による広報 各種広報物品の作成や既存の広

	報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。 ①大会広報誌の発行 ②～⑤ (略) (3) (略) (4) イベント等による広報 大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントや事業と連携した広報活動を実施する。 ①～⑤ (略) (5) 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。 ①～③ (略) (6) 映像等による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。 ①先催県の大会映像等 (DVD等) の貸出 ② (略) (7) 記録映像等の制作 大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 ①～② (略) (8) 参加章等の作成 大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。 (9) (略) 3 活動展開の指針 (1) ～ (3) (略) (4) さまざまな主体との連携・協働 県民総参加でつくる大会に向け、大会の広報についても、県内	報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。 ①西大会広報誌の発行 ②～⑤ (略) (3) (略) (4) イベント等による広報 西大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントや事業と連携した広報活動を実施する。 ①～⑤ (略) (5) 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して西大会開催の広報に努める。 ①～③ (略) (6) 映像等による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。 ①先催県の西大会映像等 (DVD等) の貸出 ② (略) (7) 記録映像等の制作 西大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 ①～② (略) (8) 参加章等の作成 西大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。 (9) (略) 3 活動展開の指針 (1) ～ (3) (略) (4) さまざまな主体との連携・協働 県民総参加でつくる西大会に向け、西大会の広報についても、県
--	---	--

の多様な主体と連携・協働のもとに展開する。

(5) (略)

(6) 大会後につながる広報

大会に向けた広報はもちろん、大会終了後も多くの方々が滋賀県を訪れていただけよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。

(7) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や大会運営にも活かすよう努める。

4 構成員の役割

開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

5 (略)

別表

全体スケジュール											
大会日程	10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)

内の多様な主体と連携・協働のもとに展開する。

(5) (略)

(6) 両大会後につながる広報

両大会に向けた広報はもちろん、両大会終了後も多くの方々が滋賀県を訪れていただけよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。

(7) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や両大会の運営にも活かすよう努める。

4 構成員の役割

開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら両大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

5 (略)

別表

全体スケジュール											
大会日程	10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)
大会期間	10月10日(土)	10月11日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月17日(土)	10月18日(日)	10月19日(月)	10月20日(火)

第79回

第79回国民体育大会・第24回全国障害

第79回国民スポーツ大会・第24回全国

国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県民運動基本方針	者スポーツ大会県民運動基本方針	障害者スポーツ大会県民運動基本方針
	1 目的 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」といいます。）の開催に向けて、県民一人ひとりが身近なことから関わって、「大会を盛り上げよう!」という気持ちで滋賀県内に大きく広がり、滋賀を訪れる方々をあたたく迎える人と地域の機運を高めるために、みんなで取組を進めます。また、大会の開催を契機に、生涯にわたって気軽に親しめる「マイスポーツ」の発見や、その活動を通じて生まれる様々な人との交流の輪を広げるとともに、滋賀の良いところを発信することで自分が住む地域の魅力を再発見し、滋賀を愛するところを育て、その運動が大会終了後も人や地域に定着することを目的とします。 2 基本目標 (1) ～ (2) (略) (3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。 3 (略)	1 目的 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」といいます。）の開催に向けて、県民一人ひとりが身近なことから関わって、「両大会を盛り上げよう!」という気持ちで滋賀県内に大きく広がり、滋賀を訪れる方々をあたたく迎える人と地域の機運を高めるために、みんなで取組を進めます。また、両大会の開催を契機に、生涯にわたって気軽に親しめる「マイスポーツ」の発見や、その活動を通じて生まれる様々な人との交流の輪を広げるとともに、滋賀の良いところを発信することで自分が住む地域の魅力を再発見し、滋賀を愛するところを育て、その運動が両大会終了後も人や地域に定着することを目的とします。 2 基本目標 (1) ～ (2) (略) (3) 両大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に両大会や地域を盛り上げましょう。 3 (略)
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障	題名 (略) (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の県	題名 (略) (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の

害者スポーツ大会県民運動基本計画	民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方（さんぼう）よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。また、「健康長寿」、「ボランティア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。	県民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方（さんぼう）よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。また、「健康長寿」、「ボランティア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。
	1 取組 (1) ～ (2) (略) (3) <u>大会</u>やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に<u>大会</u>や地域を盛り上げましょう。 (後略) 2 ～ 3 (略)	1 取組 (1) ～ (2) (略) (3) <u>両大会</u>やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に<u>両大会</u>や地域を盛り上げましょう。 (後略) 2 ～ 3 (略)
第79回国民体育大会競技運営基本方針	第79回国民体育大会競技運営基本方針 (前文) <u>第79回国民体育大会</u>の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」ならびに「<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づくとともに、次の方針により実施する。	第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針 (前文) <u>第79回国民スポーツ大会</u>の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」ならびに「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づくとともに、次の方針により実施する。
	1 ～ 2 (略) 3 競技役員等の編成	1 ～ 2 (略) 3 競技役員等の編成

	<u>国民体育大会の正式競技および特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」および「第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。</u> 4 競技用具の整備 正式競技および特別競技の競技用具は、「<u>第79回国民体育大会競技用具整備基本方針</u>」に基づき、競技運営に支障がないよう県および会場地市町が計画的に整備するものとする。公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具は、主管する競技団体等が整備するものとする。 5～7 (略)	<u>国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」および「第79回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。</u> 4 競技用具の整備 正式競技および特別競技の競技用具は、「<u>第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針</u>」に基づき、競技運営に支障がないよう県および会場地市町が計画的に整備するものとする。公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具は、主管する競技団体等が整備するものとする。 5～7 (略)
第79回国民体育大会競技用具整備基本方針	<u>第79回国民体育大会競技用具整備基本方針</u> (前文) <u>第79回国民体育大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。</u> 1 整備の主体 <u>国民体育大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第79回国民体育大会県および会</u>	<u>第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針</u> (前文) <u>第79回国民スポーツ大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。</u> 1 整備の主体 <u>国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第79回国民スポーツ大会県</u>

	場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。公開競技およびデモンストラーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。 2～5 (略)	および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。公開競技およびデモンストラーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。 2～5 (略)
第79回国民体育大会公開競技実施基本方針 国民体育大会公開競技実施基本方針	第79回国民体育大会公開競技実施基本方針 (前文) 第79回国民体育大会 (以下「大会」という。) において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。 1 実施目的 (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。 2 実施競技の選択 実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンズボニス、エアロビックスの7競技から選択する。 (1) 競技を実施することにより、<u>大会終了後</u>においても、県内での当該競技の普及・推進が図ら	第79回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針 (前文) 第79回国民スポーツ大会 (以下「国スポ」という。) において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づき、次の方針により実施する。 1 実施目的 (1) <u>国スポ</u>を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。 2 実施競技の選択 実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンズボニス、エアロビックスの7競技から選択する。 (1) 競技を実施することにより、<u>国スポ終了後</u>においても、県内での当該競技の普及・推進が図

	れること。 (2) ～ (3) (略) 3 会場地市町の選定 会場地は、「<u>第79回国民体育大会</u>会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。 (1) ～ (3) (略) 4 実施時期と実施日数 (1) 実施時期は<u>平成36年</u>4月1日から閉会までとする。ただし、<u>大会総合開会式・閉会式</u>当日は除くものとする。 (2) (略) 5～6 (略)	られること。 (2) ～ (3) (略) 3 会場地市町の選定 会場地は、「<u>第79回国民スポーツ大会</u>会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。 (1) ～ (3) (略) 4 実施時期と実施日数 (1) 実施時期は<u>令和6年</u>4月1日から閉会までとする。ただし、<u>国民スポーツ総合開会式・閉会式</u>当日は除くものとする。 (2) (略) 5～6 (略)
第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項	題名 (略) 1 趣旨 この要項は、「<u>第79回国民体育大会</u>競技用具整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。 2～6 (略)	題名 (略) 1 趣旨 この要項は、「<u>第79回国民スポーツ大会</u>競技用具整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。 2～6 (略)
第79回国民スポーツ大会デモンストレーション	題名 (略) (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)において実施するデモンストレーションスポーツ(以下「デモスポ」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民	題名 (略) (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)において実施するデモンストレーションスポーツ(以下「デモスポ」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民

スポーツ実施基本方針	体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」ならびに「<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づき、次の方針により実施する。 1～2（略） 3 会場地市町の選定 会場地は、「<u>第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針</u>」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。 (1)～(2)（略） 4（略） 5 業務分担および経費負担 業務分担および経費負担は「<u>第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針</u>」および「同細目」の定めるところによる。	体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」ならびに「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づき、次の方針により実施する。 1～2（略） 3 会場地市町の選定 会場地は、「<u>第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針</u>」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。 (1)～(2)（略） 4（略） 5 業務分担および経費負担 業務分担および経費負担は「<u>第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針</u>」および「同細目」の定めるところによる。
第24回全国障害者スポーツ大会オゾン競技実施基本方針	題名（略） （前文） 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）において実施するオゾン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「<u>全国障害者スポーツ大会開催基準要綱</u>」および「<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づき、次の方針により実施する。 1～4（略）	題名（略） （前文） 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）において実施するオゾン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「<u>全国障害者スポーツ大会開催基準要綱</u>」および「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>」に基づき、次の方針により実施する。 1～4（略）
第79回国民体育大会・第24回全国障害者	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針 （前文） 第79回国民体育大会（以下「国体」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針 （前文） 第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）

スポーツ大会 宿泊基本方針	に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>に基づき、次の方針により行うものとする。 1 (略) 2 配宿 (1) <u>国体</u>における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。<u>大会参加者の配宿</u>については、県が行う。 (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。 ① (略) ② <u>大会の選手・監督</u>については、障害特性を配慮する。 ③～④ (略) 3 宿泊料金 <u>国体</u>参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。<u>大会</u>参加者の宿泊料金は、<u>国体</u>宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。 4 (略)	いう。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針</u>に基づき、次の方針により行うものとする。 1 (略) 2 配宿 (1) <u>国スポ</u>における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。<u>障スポ参加者の配宿</u>については、県が行う。 (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。 ① (略) ② <u>障スポの選手・監督</u>については、障害特性を配慮する。 ③～④ (略) 3 宿泊料金 <u>国スポ</u>参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。<u>障スポ</u>参加者の宿泊料金は、<u>国スポ</u>宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。 4 (略)
--------------------------	---	---

第79回 国民ス ポーツ 大会・ 第24回 全国障 害者ス ポーツ 大会宿 泊基本 計画	題名 (略) (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障 害者スポーツ大会宿泊基本方針に基 づき、県、会場地市町および関係機 関・団体等は、相互に緊密な連携を図 り、第79回国民スポーツ大会(以下「国 スポ」という。)および第24回全国障 害者スポーツ大会(以下「障スポ」と いう。)の宿泊業務を円滑に推進する。	題名 (略) (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全 国障害者スポーツ大会宿泊基本方針 に基づき、県、会場地市町および関係 機関・団体等は、相互に緊密な連携を 図り、第79回国民スポーツ大会(以下 「国スポ」という。)および第24回全 国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」 という。)の宿泊業務を円滑に推進す る。
第79回 国民体 育大会 ・第24 回全国 障害者 スポー ツ大会 医事・ 衛生基 本方針	第79回国民体育大会・第24回全国障害 者スポーツ大会医事・衛生基本方針 (前文) 第79回国民体育大会(以下「国体」 という。)および第24回全国障害者ス ポーツ大会(以下「大会」という。) に参加する選手・監督、役員、視察員、 報道員、その他の関係者および一般観 覧者(以下「参加者等」という。)の 医事・衛生については、第79回国民体 育大会・第24回全国障害者スポーツ大 会開催基本方針に基づき、参加者等 が、清潔で快適な環境のもとで十分な 活躍や観覧等ができるよう、次の方針 により行うものとする。 1～4 (略) 5 馬事衛生	第79回国民スポーツ大会・第24回全国 障害者スポーツ大会医事・衛生基本方 針 (前文) 第79回国民スポーツ大会(以下「国 スポ」という。)および第24回全国障 害者スポーツ大会(以下「障スポ」と いう。)に参加する選手・監督、役員、 視察員、報道員、その他の関係者およ び一般観覧者(以下「参加者等」とい う。)の医事・衛生については、第79 回国民スポーツ大会・第24回全国障害 者スポーツ大会開催基本方針に基づ き、参加者等が、清潔で快適な環境の もとで十分な活躍や観覧等ができる よう、次の方針により行うものとする。 1～4 (略) 5 馬事衛生
	国体の馬術競技出場馬の健康保持 のため、関係機関・団体等の協力を得 て、必要な防疫措置等を行い、伝染病 の発生防止に努めるとともに、傷病の 発生に速やかに対応できる診療体制	国スポの馬術競技出場馬の健康保 持のため、関係機関・団体等の協力を 得て、必要な防疫措置等を行い、伝染 病の発生防止に努めるとともに、傷病 の発生に速やかに対応できる診療体

	を整える。	制を整える。
第79回 国民ス ポーツ 大会・ 第24回 全国障 害者ス ポーツ 大会医 事・衛 生基本 計画	題名 (略) (前文) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。 1～6 (略)	題名 (略) (前文) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。 1～6 (略)
第79回 国民体 育大会 ・第24 回全国 障害者 スポー ツ大会 輸送・ 交通基 本方針	第79回国民体育大会 (以下「国体」という。) および第24回全国障害者スポーツ大会 (以下「大会」という。) に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者 (以下「参加者」という。) および一般観覧者の輸送については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実に行うものとする。 1 参加者の輸送 (1) ～ (2) (略) (3) 競技会場の輸送 ア 国体の競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関	(前文) 第79回国民スポーツ大会 (以下「国スポ」という。) および第24回全国障害者スポーツ大会 (以下「障スポ」という。) に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者 (以下「参加者」という。) および一般観覧者の輸送については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実に行うものとする。 1 参加者の輸送 (1) ～ (2) (略) (3) 競技会場の輸送 ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関

	等の協力を得て実施する。また、同一の競技を２市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。 イ <u>大会</u>の競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。 (４) 指定集合地の設定 県および会場地市町は、<u>国体</u>の総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。 ２～５ (略)	関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を２市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。 イ <u>障害ポ</u>の競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。 (４) 指定集合地の設定 県および会場地市町は、<u>国スポ</u>の総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。 ２～５ (略)
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画	題名 (略) (前文) <u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針</u>に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障害ポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。 １～10 (略)	題名 (略) (前文) <u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針</u>に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障害ポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。 １～10 (略)

監事の選任（案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第6条第3項の規定に基づき、次の者を監事に選任することについて同意を求める。

	新任者	退任者
所属機関・団体および役職	東近江市会計管理者	近江八幡市会計管理者
氏 名	貝沼 眞紀子	山本 知子

令和元年度事業計画（案）

1 主な事業概要

（1）各種基本方針および計画等の策定

○令和元年度に決定を行う事項

- ・ 開催基本構想の策定（総務企画専門委員会）
 - ・ 開催準備総合計画の改正（総務企画専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会正式競技会場地市町第五次内定（総務企画専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会正式競技開催予定施設変更（総務企画専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会公開競技会場地市町第一次内定（総務企画専門委員会）
 - ・ 全国障害者スポーツ大会会場地市町第一次内定（総務企画専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会競技施設整備計画（第1次）の策定（総務企画専門委員会）
 - ・ 県民運動基本計画の策定（広報・県民運動専門委員会）
 - ・ 競技役員等編成基本方針の改正（競技運営専門委員会）
 - ・ 競技役員等養成基本方針の改正（競技運営専門委員会）
 - ・ 競技役員等養成基本計画の改正（競技運営専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会競技用具整備要項の策定（競技運営専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会デモンストラションスポーツ実施基本方針の策定（競技運営専門委員会）
 - ・ 全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針の策定（全国障害者スポーツ大会専門委員会）
 - ・ 宿泊基本計画の策定（宿泊・衛生専門委員会）
 - ・ 医事・衛生基本計画の策定（宿泊・衛生専門委員会）
 - ・ 輸送・交通基本計画の策定（輸送・交通専門委員会）
- 令和元年度に案の検討等を行う事項
- ・ 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の会期案（総務企画専門委員会）
 - ・ 文化プログラム基本方針（総務企画専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会リハサル大会開催基準要項（競技運営専門委員会）
 - ・ 国民スポーツ大会記録業務基本方針（競技運営専門委員会）
 - ・ 情報支援ボランティア養成基本方針（全国障害者スポーツ大会専門委員会）

- ・全国障害者スポーツ大会会場施設等基本方針（全国障害者スポーツ大会専門委員会）
- ・式典基本方針（式典・会場専門委員会）
- ・警備・消防防災基本方針（警備・消防専門委員会）

（2）会場の選定

市町および競技団体間の調整を継続し、競技会場地を早期に決定できるよう努める。

- ・国民スポーツ大会正式競技の第六次内定に向けた調整
- ・国民スポーツ大会公開競技の第二次内定に向けた調整
- ・全国障害者スポーツ大会正式競技の第二次内定に向けた調整
- ・国民スポーツ大会デモンストラショナルスポーツの選定
- ・全国障害者スポーツ大会オープン競技の選定

（3）競技運営

- ・競技役員等養成・編成事業
「競技役員等養成基本計画」に基づき、両大会の審判員等の資格が必要な競技役員等の養成事業に対して支援を継続する。また、新たに先催大会の視察や、障害者スポーツの理解を深める研修会に対して支援を開始する。また、「競技役員等第一次編成調査」を実施し、競技役員等の編成に向けた検討を行う。
- ・競技用具整備の検討
「競技用具整備基本方針」および「競技用具整備要項」に基づき、「競技用具整備計画（第1次）調査」を実施し、競技用具整備に向けた検討を行う。
- ・国民スポーツ大会リハーサル大会開催基準要項の策定に向けた検討を行う。
- ・国民スポーツ大会記録業務基本方針の策定に向けた検討を行う。

（4）広報・県民運動の推進

「広報基本計画」に基づき、両大会への参加意識の高揚や機運醸成を図るとともに、両大会に向け、大会マスコミキヤクター「キャップイー&チャップイー」を積極的に活用するとともに公共交通機関を活用した広報やスポーツイベント等における広報を行い、両大会の認知度向上に努める。

- ・開催内定周知活動の実施

- ・ポスターの製作
- ・大会広報誌、啓発グッズの作成
- ・大会専用ホームページの随時更新 等

(5) 宿泊・衛生対策の推進

昨年度実施した「宿泊基礎調査」をもとに、仮配宿を実施し、各市町の宿泊施設の状況を把握するとともに、充足対策の検討を行う。また、「宿泊施設充足対策要項」の策定に向けた検討を行う。

(6) 輸送・交通対策の推進

昨年度実施した「輸送交通基礎調査」をもとに、「開・閉会式輸送基本計画」の策定に向けた検討を行う。また、「会場地市町輸送交通業務指針」の策定に向けた検討を行う。

(7) 式典・会場対策の推進

「式典・会場専門委員会」を設置し、「式典基本方針」の策定に向けた検討を行う。

(8) 警備・消防対策の推進

「警備・消防専門委員会」を設置し、「警備・消防防災基本方針」の策定に向けた検討を行う。

(9) 全国障害者スポーツ大会の準備

- ・全国障害者スポーツ大会の「会場施設等基本方針」および「情報支援ボランティア養成基本方針」の策定に向けた検討を行う。

(10) 子ども・若者による調査研究活動

子どもや若者の柔軟な視点や発想を活かし、大会開催はもとより、広く県のスポート推進に関する課題等について引き続き調査研究を行う。

- ・「子ども・若者参画特別委員会（通称：ジュニア・ユースチーム 第6期生）」による活動

(11) 寄附金の募集

「募金趣意書」に基づく寄附金の募集について、大会マスコットキャラクターの活用等、広報活動と連携を図りながら推進する。

(個人)

- ・ 寄附付商品委託販売の検討・実施
 - ・ 寄附返礼グッズの充実
 - ・ 街頭やイベント会場での募金活動の実施
 - ・ クラウドファンディングによる寄附の受入れ
 - ・ マスコットキャラクター・キャラクターの着ぐるみ製作に係る寄附募集の実施
 - ・ 募金箱の設置箇所の拡大
 - ・ 学校との連携
 - ・ スポーツイベント等とのタイアップの実施
- (企業・団体)
- ・ 直接訪問等による具体的な寄附メニューの提示
 - ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催周知と連動した寄附依頼

2 会議の開催

(1) 総会

第7回総会

日時：令和元年5月17日（金）14:45～16:30

場所：びわ湖大津プリンスホテル3階「プリンスホール」

(2) 常任委員会

①第7回常任委員会

日時：令和年5月17日（金）13:30～14:30

場所：びわ湖大津プリンスホテル2階「コンベンションホール淡海」

②第8回常任委員会

必要に応じて開催

(3) 専門委員会

①総務企画専門委員会

3 回程度開催

②競技運営専門委員会

2 回程度開催

③広報・県民運動専門委員会

4 回程度開催

④全国障害者スポーツ大会専門委員会

2 回程度開催

⑤宿泊・衛生専門委員会

1 回程度開催

⑥輸送・交通専門委員会

1 回程度開催

⑦式典・会場専門委員会

1 回程度開催

⑧警備・消防専門委員会

1 回程度開催

(4) 特別委員会

①子ども・若者参画特別委員会

9 回程度開催

②募金・協賛推進特別委員会

1 回程度開催

3 その他

(1) 市町・競技団体に対する調査・照会、連絡調整、助言

(2) 先催果の開催準備状況調査

(3) 会場地選定に係る県立施設等の国スボ会場利用に関する連絡調整

令和元年度収支予算（案）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額		摘 要
	平成30年度	令和元年度	
繰 越 金	799	979	前年度繰越金
負 担 金	28,401	44,021	滋賀県負担金
合 計	29,200	45,000	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額		摘 要
	平成30年度	令和元年度	
事 業 費	24,269	38,374	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	4,931	6,626	臨時的任用職員経費、 職員旅費等
合 計	29,200	45,000	

令和元年度 収支予算内訳

1 収入の部

(単位：千円)

科目	予算額		摘 要
	平成30年度	令和元年度	
繰越金	799	979	前年度繰越金
負担金	28,401	44,021	滋賀県負担金
計	29,200	45,000	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	予算額		摘 要
	平成30年度	令和元年度	
1 事業費	24,269	38,374	
(1) 会議開催運営費	2,825	3,859	総会・常任委員会等の開催経費
(2) 中央競技団体正規視察費	1,448	612	
(3) 広報・募金活動推進費	4,196	20,203	マスコミに著ぐるみ作成経費、 広報掲出物品作成費、 広報・募金関係物品作成経費等
(4) 競技役員養成費	5,000	11,000	
(5) 調査費	10,800	2,700	
2 事務局費	4,931	6,626	
(1) 人件費	2,150	2,150	臨時的任用職員
(2) 事務局員旅費	2,548	4,238	国や市町、競技団体との連絡調整、 大会視察等
(3) 事務局運営費	233	238	事務用品購入費等
計	29,200	45,000	

令和元年度暫定収支予算（会長専決処分）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり平成31年3月28日に専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
負 担 金	8,923	滋賀県負担金
合 計	8,923	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
事 業 費	8,032	総会等の開催経費、 競技役員養成費等
事務局費	891	臨時的任用職員経費、 職員旅費等
合 計	8,923	

参 考 資 料

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 (以下「開催準備委員会」という。) と称する。

(目的)

第 2 条 開催準備委員会は、平成 36 年 (2024 年) の第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 (以下「大会」という。) を滋賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 開催準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 大会における実施競技および会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 大会開催準備に係る関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 開催準備委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者 (以下「委員」という。) をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
 - (2) 県および市町の議会の議員
 - (3) 大会開催準備に係る関係のある機関・団体の代表者および役職員
 - (4) その他大会開催準備に係る関係のある者
2. 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 開催準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 80 名以内

(4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、開催準備委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が開催準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、開催準備委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から開催準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があつたときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 開催準備委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、開催準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 顧問および参与は、無報酬とする。

6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 開催準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他開催準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。

8 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 開催準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 開催準備委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。
(収支予算および収支決算)

第18条 開催準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 開催準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 開催準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 開催準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 雑則

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、開催準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 21 条 開催準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 開催準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 構成図

令和元年5月17日現在

会長（1名） 知事

副会長（9名） 県議会議長、副知事、（公財）滋賀県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、県教育委員会教育長、市長会長、町村会長、滋賀県経済団体連合会会長

顧問（6名） 県選出国會議員

参事（58名） 県議會議員（副会長・委員以外）、県教育委員会委員（副会長・委員以外）、報道各社代表

委員（265名） ※○は常任委員（74名） ※委員総数としては、委員のうちから選任された副会長9名を含めた274名

県議会関係（7名）

- 副議長
- 教育・文化スポーツ常任委員会委員長
- 〃 副委員長
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会 委員長
- 〃 副委員長
- スポーツ振興議員連盟 代表
- 〃 副代表

県関係（17名）

- 各部長等
- 警察本部長
- 公営企業管理者等
- スポーツ推進審議会会長

市町関係（21名）

- 各市町長（副会長以外）
- 都市教育委員会連絡協議会会長
- 町村教育委員会連絡協議会会長
- 都市教育長会長
- 町村教育長会長

市町議会関係（19名）

- 市議会議長会長
- 町村議会議長会長
- 各市町議会議長（上記以外）

国関係（4名）

- 近畿運輸局滋賀運輸支局長
- 近畿地方整備局滋賀国道事務所長
- 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長
- 自衛隊滋賀地方協力本部長

学校関係（20名）

- 滋賀県私立幼稚園協会会長
- 滋賀県国公立幼稚園・こども園長会長
- 滋賀県小学校長会長
- 滋賀県中学校長会長
- 滋賀県高等学校長協会会長
- 滋賀県私立中学高等学校連合会会長
- 滋賀県特別支援学校長会長
- 滋賀県専修学校各種学校連合会会長
- 県内各大学（12大学）学長

産業・経済関係（19名）

- 滋賀県商工会議所連合会会長
- 滋賀県商工会連合会会長
- 滋賀県中小企業団体中央会会長
- 滋賀県経済同友会代表幹事
- （一社）滋賀県産業協会会長
- （公社）びわこビジネスマネジメント協会会長
- 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長
- 滋賀県労働組合総連合議長
- 滋賀県農業協同組合中央会会長
- 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長
- 滋賀県森林組合連合会代表理事会長
- 滋賀県生活協同組合連合会会長
- （公社）滋賀県建設産業団体連合会会長
- （一社）滋賀県銀行協会会長
- 滋賀県信用金庫協会会長
- 滋賀県信用組合協会会長
- 関西電力（株）執行役員滋賀支店長
- 大阪ガス（株）滋賀地区支配人
- （一社）滋賀県LPガス協会会長

スポーツ関係（90名）

- （公財）滋賀県スポーツ協会副会長（5名）・理事長
- 各都市体育協会・スポーツ協会（16協会）会長
- 滋賀県小学校体育連盟会長
- 滋賀県中学校体育連盟会長
- 滋賀県高等学校体育連盟会長
- 滋賀県スポーツ推進委員協議会会長
- 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長
- 滋賀県障害者スポーツ協会副会長（6名）
- 滋賀県スポーツ少年団本部長
- 滋賀県レクリエーション協会会長
- 滋賀県スポーツ指導者協議会会長
- 滋賀県企業スポーツ振興協議会会長
- 滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会会長
- スペシャルオリンピックス日本・滋賀会長
- 各競技団体（51団体）の長

通信・運輸・交通関係（15名）

- 西日本電信電話（株）滋賀支店長
- （株）NTTドコモ関西支社滋賀支店長
- KDDI（株）理事 関西総支社長
- ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参事
- 西日本旅客鉄道（株）執行役員近畿統括本部京都支社長
- 近江鉄道（株）代表取締役社長
- 京阪電気鉄道（株）執行役員大津鉄道部長
- 信楽高原鉄道（株）代表取締役社長
- 西日本高速道路（株）執行役員関西支社長
- 中日本高速道路（株）執行役員名古屋支社長
- （一社）滋賀県バス協会会長
- （一社）滋賀県タクシー協会会長
- （一社）滋賀県トラック協会会長
- 滋賀県旅客船協会会長
- （公財）滋賀県交通安全協会会長

医療・福祉関係（26名）

- （一社）滋賀県医師会会長
- （一社）滋賀県歯科医師会会長
- （一社）滋賀県薬剤師会会長
- （公社）滋賀県獣医師会会長
- （公社）滋賀県看護協会会長
- （公社）滋賀県理学療法士会会長
- （一社）滋賀県作業療法士会会長
- 滋賀県言語聴覚士会会長
- （一社）滋賀県鍼灸マッサージ師会会長
- （公社）滋賀県柔道整復師会会長
- （一社）滋賀県病院協会会長
- 滋賀県スポーツ医会会長
- 日本赤十字社滋賀県支部長
- （社福）滋賀県社会福祉協議会会長
- （公財）滋賀県身体障害者福祉協会会長
- （特非）滋賀県精神障害者家族会連合会会長
- （公社）滋賀県手をつなぐ育成会理事長
- （一社）滋賀県保育協議会会長
- 滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長
- （社福）滋賀県視覚障害者福祉協会会長
- （社福）滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長
- 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会長
- 滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会長
- 滋賀県児童成人福祉施設協議会会長
- 滋賀県障害者自立支援協議会
- 滋賀県社会就労事業振興センター

宿泊・観光・衛生関係（5名）

- （一社）滋賀県旅行業協会会長
- 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
- （一社）滋賀県食品衛生協会会長
- （公社）滋賀県栄養士会会長
- （一社）滋賀県調理師会会長

警備・消防関係（2名）

- （公財）滋賀県消防協会会長
- （一社）滋賀県警備業協会会長

社会・文化・環境関係（20名）

- 滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長
- 滋賀県PTA連絡協議会会長
- 滋賀県公立高等学校PTA連合会会長
- 滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長
- 滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長
- 滋賀県地域女性団体連合会会長
- （公財）滋賀県希望が丘文化公園理事長
- （公財）滋賀県文化財保護協合理事長
- （公財）淡海文化振興財団理事長
- （一財）滋賀県老人クラブ連合会会長
- 滋賀県青年団体連合会会長
- 滋賀県青少年育成県民会議会長
- 滋賀県子ども会連合会会長
- 日本ボーイスカウト滋賀連盟長
- （一社）ガールスカウト滋賀連盟長
- （公財）滋賀県緑化推進会理事長
- （一社）滋賀県グリーン購入ネットワーク会長
- （公財）淡海環境保全財団理事長
- （公財）滋賀県国際協会会長
- （公社）日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長

監事（3名）

- 県会計管理者
- 市会計管理者代表
- 町会計管理者代表

H 342名

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

役員名簿 (会長・副会長・常任委員)

(令和元年5月17日 第7回総会開会時点)

【会長】 1 名 【副会長】 9 名 【常任委員】 7 4 名 【監事】 3 名

(敬称略)

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
会 長	滋賀県知事	三日月 大造
副 会 長	滋賀県議会議長	生田 邦夫
	滋賀県副知事	西嶋 榮治
	滋賀県副知事	由布 和嘉子
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河本 英典
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造
	滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
	滋賀県市長会会長 (東近江市長)	小椋 正清
	滋賀県町村会会長 (豊郷町長)	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
	滋賀県議会副議長	細江 正人
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	田中 松太郎
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	竹村 健
	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
常任委員	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰己
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	川浦 雅彦
	滋賀県警察本部長	鎌田 徹郎
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橘川 涉
	守山市長	富本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	甲賀市長	岩永 裕貴
	野洲市長	山 仲 善彰
	湖南市長	谷 畑 英吾
	高島市長	福 井 正明
	米原市長	平 尾 道雄
	日野町長	藤 澤 直 広
	竜王町長	西 田 秀 治
	愛荘町長	有 村 国 知
	甲良町長	野 瀬 喜久男
	多賀町長	久 保 久 良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長 (守山市教育委員会教育長)	田 代 弥 三平
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長 (多賀町教育委員会教育長)	山 中 健 一
	滋賀県都市教育長会会長 (守山市教育委員会教育長)	田 代 弥 三平
	滋賀県町村教育長会会長 (日野町教育委員会教育長)	今 宿 綾 子
	滋賀県市議会議長会会長 (大津市議会議長)	中 野 治 郎
	滋賀県町村議会議長会会長 (日野町議会議長)	杉 浦 和 人
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	大 道 良 夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	澤 弘 宣
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	有 木 重 夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	村 田 大 作
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	松 田 善 雄
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	木 村 孝 一 郎
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	倉 谷 義 数
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太 田 千 恵 子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤 井 弘 和
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	中 村 裕 次
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	崎 山 美 智 子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	原 陽 一
	滋賀県小学校体育連盟会長	吉 田 聡
	滋賀県中学校体育連盟会長	高 野 清
	滋賀県高等学校体育連盟会長	門 久 仁 裕
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山 本 博 一
	滋賀県レクリエーション協会会長	前 山 亨
	滋賀県小学校長会会長	清 水 康 行
	滋賀県中学校長会会長	今 井 公 夫
	滋賀県高等学校長協会会長	藤 井 晃 一
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那 須 文 英
	滋賀県特別支援学校長会会長	小 島 輝 彦
	滋賀県商工会議所連合会会長	大 道 良 夫

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲
	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	大日 常男
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこびジュターズビューロー会長	佐藤 良治
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	喜多村 樹美男
	一般社団法人滋賀県医師会会長	越智 眞一
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鵜飼 淳子
	滋賀県青年団体連合会会長	市岡 新也
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	木村 尚寛
	滋賀県会計管理者	青木 幸一
(監事)	市会計管理者代表 (近江八幡市会計管理者)	山本 知子
	町会計管理者代表 (豊郷町会計管理者)	小西 直美

**第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 名簿（会長・委員）**

（令和元年 5 月17 日 第 7 回総会開会時点）

【会長】 1 名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県関係	滋賀県知事	三日月 大造

【委員】 274 名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議長	生田 邦夫
	滋賀県議会副議長	細江 正人
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	田中 松太郎
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	竹村 健
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会副委員長	川島 隆二
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会副委員長	中村 才次郎
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟代表	岩佐 弘明
	滋賀県議会スポーツ振興議員連盟副代表	九里 学
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県副知事	由布 和嘉子
県関係	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰巳
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	川浦 雅彦
	滋賀県教育委員会教育長	青木 洋
	滋賀県警察本部長	鎌田 徹郎
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県東京本部長	東 勝
	滋賀県企業庁長	桂田 俊夫
	滋賀県病院事業管理者・病院事業庁長	富川 正和
	滋賀県議会事務局長	廣瀬 年昭
	滋賀県監査委員事務局長	浅見 孝円
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
	滋賀県市長会会長（東近江市長）	小椋 正清
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
市町関係		

区 分	所 属 機 関 ・ 団 体 お よ び 役 職	氏 名
(市町関係)	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橋川 涉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	岩永 裕貴
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畑 英吾
	高島市長	福井 正明
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	菟王町長	西田 秀治
	愛荘町長	有村 国知
	甲良町長	野瀬 喜久男
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長 (守山市教育委員会教育長)	田代 弥三平
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長 (多賀町教育委員会教育長)	山中 健一
	滋賀県都市教育長会会長 (守山市教育委員会教育長)	田代 弥三平
	滋賀県町村教育長会会長 (日野町教育委員会教育長)	今宿 綾子
市町議会 関係	滋賀県市議会議長会会長 (大津市議会議長)	中野 治郎
	滋賀県町村議会議長会会長 (日野町議会議長)	杉浦 和人
	彦根市議会議長	安藤 博
	長浜市議会議長	松本 長治
	近江八幡市議会議長	園田 新一
	草津市議会議長	奥村 次一
	守山市議会議長	藤木 猛
	栗東市議会議長	上田 忠博
	甲賀市議会議長	林田 久充
	野洲市議会議長	橋 俊明
	湖南市議会議長	松原 栄樹
	高島市議会議長	廣本 昌久
	東近江市議会議長	大橋 保治
	米原市議会議長	鰐田 明
	竜王町議会議長	小森 重剛
	愛荘町議会議長	高橋 正夫
	豊郷町議会議長	北川 和利
	甲良町議会議長	丸山 恵二
	多賀町議会議長	富永 勉

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
国関係	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	山 岸 斉
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長	森 本 和 寛
	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	堀 田 伸 之
	自衛隊滋賀地方協力本部長	大 津 勝 利
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河 本 英 典
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	大 道 良 夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	澤 弘 宣
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	有 木 重 夫
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	村 田 大 作
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長	松 田 善 雄
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会理事長	木 村 孝 一 郎
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三 日 月 大 造
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	倉 谷 義 数
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	太 田 千 恵 子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	赤 井 弘 和
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	中 村 裕 次
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	崎 山 美 智 子
	滋賀県障害者スポーツ協会副会長	原 陽 一
	大津市体育協会会長	三 澤 明 美
	一般社団法人彦根市スポーツ協会会長	小 田 柿 幸 男
	長浜市スポーツ協会会長	有 木 重 夫
	近江八幡市スポーツ協会会長	加 納 隆
	公益社団法人草津市スポーツ協会会長	馬 場 久 昭
	守山市体育協会会長	岩 佐 弘 明
	公益財団法人栗東市スポーツ協会会長	小 林 芳 夫
	一般社団法人甲賀市スポーツ協会会長	治 武 俊 明
	野洲市体育協会会長	山 本 博 一
	湖南市体育協会会長	伊 地 智 良 雄
	一般社団法人高島市スポーツ協会会長	伊 藤 隆 樹
	東近江市スポーツ協会会長	久 保 九 二 雄
	米原市スポーツ協会会長	的 場 収 治
	蒲生郡体育協会会長	西 田 秀 治
	愛知郡体育協会会長	宇 野 久 七 郎
	犬上郡スポーツ協会会長	永 石 協
	滋賀県小学校体育連盟会長	吉 田 聡
	滋賀県中学校体育連盟会長	高 野 清
	滋賀県高等学校体育連盟会長	門 久 仁 裕
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会長	山 本 博 一

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	大原 克彦
	滋賀県スポーツ少年団本部長	木村 孝一郎
	滋賀県レクリエーション協会会長	前山 亨
	滋賀県スポーツ指導者協議会会長	小林 優
	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会会長	赤井 弘和
	スベシヤルオリソンピックス日本・滋賀会長	國松 善次
	滋賀県企業スポーツ振興協議会会長	大道 良夫
	一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	奥村 展三
	滋賀県水泳連盟会長	河原田 隆
	公益社団法人滋賀県サッカー協会会長	森津 陽太郎
	滋賀県スキー連盟会長	松田 善雄
	滋賀県テニス協会会長	有村 國宏
	滋賀県ボート協会会長	奥村 功
	滋賀県ホッケー協会会長	辻村 克
	滋賀県ボクシング連盟会長	稲田 庄太郎
	滋賀県バレーボール協会会長	藤井 重機
	滋賀県体操協会会長	宇野 治
	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会会長	宇野 正信
	滋賀県スケート連盟会長	谷口 剛
	滋賀県レスリング協会会長	奥村 展三
	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟会長	神野 佳樹
	滋賀県ウエイトリフテイング協会会長	宮下 寛
	滋賀県ハンドボール協会会長	うえの 賢一郎
	滋賀県自転車競技連盟会長	森 貴尉
	滋賀県ソフトテニス連盟会長	宇野 治
	滋賀県卓球協会会長	清水 忠和
	滋賀県軟式野球連盟会長	奥村 展三
	滋賀県相撲連盟会長	八田 憲児
	滋賀県乗馬連盟会長	田所 勝己
	滋賀県柔道連盟会長	河本 英典
	滋賀県ソフトボール協会会長	出原 逸三
	滋賀県フエッティング協会会長	深尾 宗孝
	滋賀県バドミントン協会会長	藤原 健二
	滋賀県弓道連盟会長	中野 秀也
	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会会長	志村 市郎
	一般財団法人滋賀県剣道連盟会長	中野 正堂
	滋賀県山岳連盟会長	澤山 恵
	滋賀県ラグビーフットボール協会会長	大岡 敏孝

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(スポーツ 関係)	滋賀県カヌー協会会長	小 椋 正清
	滋賀県アーチェリー協会会長	岩 崎 賢
	滋賀県空手道連盟会長	佐藤 健司
	滋賀県銃剣道連盟会長	小 林 久 眞
	滋賀県クレー射撃協会会長	森 秀 樹
	滋賀県なぎなた連盟会長	中西 美登里
	滋賀県ボウリング連盟会長	岸 辺 輝 弥
	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟会長	梅 本 剛 雄
	滋賀県アイスホッケー連盟会長	岩 永 肇 一
	滋賀県ゴルフ連盟会長	平 田 昭 三
	一般社団法人滋賀県トライアスロン協会会長	田 嶋 一 成
	滋賀県綱引連盟会長	松 宮 秀 治
	滋賀県ゲートボール連盟会長	酒 井 康 雄
	滋賀県武術太極拳連盟会長	川 端 達 夫
	滋賀県パワーリフティング協会理事長	中 出 裕 己
	滋賀県グラウンド・ゴルフ協会会長	田 中 勇
	滋賀県ババウンドデニス協会会長	橋 田 昌 和
	滋賀県エアロビック連盟会長	井 上 武 弥
	滋賀県障害者フライングデイスク協会会長	井 上 博 基
	滋賀県ボッチャ協会会長	河 合 弘 之
学校関係	滋賀県私立幼稚園協会会長	奈 良 馨 夫
	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長	吉 井 純 子
	滋賀県小学校長会会長	清 水 康 行
	滋賀県中学校長会会長	今 井 公 夫
	滋賀県高等学校長協会会長	藤 井 晃 一
	滋賀県私立中学高等学校連合会会長	那 須 文 英
	滋賀県特別支援学校長会会長	小 島 輝 彦
	滋賀県専修学校各種学校連合会会長	外 池 和 彦
	国立大学法人滋賀大学学長	位 田 隆 一
	国立大学法人滋賀医科大学学長	塩 田 浩 平
	公立大学法人滋賀県立大学理事長・滋賀県立大学学長	廣 川 能 嗣
	学校法人龍谷大学専務理事・龍谷大学学長	入 澤 崇
	学校法人立命館総長・立命館大学学長	仲 谷 善 雄
	学校法人京都成安学園理事・成安造形大学学長	岡 田 修 二
	学校法人聖泉学園理事長・聖泉大学学長	小 山 敬 代
	学校法人関西文理総合学園常務理事・長浜バイオ大学学長	蔡 晃 植
	学校法人大阪成蹊学園理事・びわこ成蹊スポーツ大学学長	入 口 豊
	学校法人滋賀学園理事・びわこ学院大学学長	賀 川 昌 明

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(学校関係)	学校法人松翠学園理事長・滋賀文教短期大学学長	松本 博文
	学校法人純美禮学園理事・滋賀短期大学学長	秋山 元秀
産業・経済 関係	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会議所連合会会長	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲
	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	大日 常男
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこびじターズビューロー会長	佐藤 良治
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	柿迫 博
	滋賀県労働組合総連合議長	瀧上 正昭
	滋賀県農業協同組合中央会会長	石部 和美
	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	望月 幸三
	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	石谷 八郎
	滋賀県生活協同組合連合会会長	北川 紀子
	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会会長	桑原 勝良
	一般社団法人滋賀県銀行協会の会長	高橋 祥二郎
	滋賀県信用金庫協会の会長	沼尾 護
	滋賀県信用組合協会の会長	井上 泰彦
	関西電力株式会社滋賀支社長	保田 亨
	大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	船谷 昭夫
	一般社団法人滋賀県LPガス協会の会長	青山 金吾
通信・運輸 ・交通関係	西日本電信電話株式会社滋賀支店長	小野 弘嗣
	株式会社NTTトコモ関西支社滋賀支店長	吉田 和行
	KDDI株式会社理事 関西総支社長	宇佐見 典正
	ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与	山口 和代
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員近畿統括本部京都支社長	三輪 正稔
	近江鉄道株式会社代表取締役社長	喜多村 樹美男
	京阪電気鉄道株式会社大津営業部長	福井 弘高
	信楽高原鐵道株式会社代表取締役社長	正木 仙治郎
	西日本高速道路株式会社執行役員関西支社長	前 邦彦
	中日本高速道路株式会社執行役員名古屋支社長	近藤 清久
	一般社団法人滋賀県バス協会の会長	喜多村 樹美男
	一般社団法人滋賀県タクシー協会の会長	田畑 太郎
	一般社団法人滋賀県トラック協会の会長	田中 亨
	滋賀県旅客船協会の会長	川戸 良幸
医療・福祉	公益財団法人滋賀県交通安全協会の会長	横江 末治
	一般社団法人滋賀県医師会の会長	越智 眞一

区 分	所屬機関・団体および役職	氏 名
(医療・福祉 関係)	一般社団法人滋賀県歯科医師会会長	芦田 欣一
	一般社団法人滋賀県薬剤師会会長	大原 整
	公益社団法人滋賀県獣医師会会長	柴山 隆史
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	公益社団法人滋賀県理学療法士会会長	平岩 康之
	一般社団法人滋賀県作業療法士会会長	宮内 吉則
	滋賀県言語聴覚士会会長	家守 秀知
	一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会会長	岳 東弘
	公益社団法人滋賀県柔道整復師会会長	中江 利信
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	滋賀県スポーツ医会会長	坂井田 稔
	日本赤十字社滋賀県支部長	三日月 大造
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会会長	中村 裕次
	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長	崎山 美智子
	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事長	尾畑 聡英
	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会会長	大橋 博
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長	藤田 保
	滋賀県児童成人福祉施設協議会会長	山之内 洋
	滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会長	角野 光弘
	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会長	攝津 相
	滋賀県障害者自立支援協議会代表	口分田 政夫
	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター理事長	城 貴志
宿泊・衛生 ・観光関係	一般社団法人滋賀県保育協議会会長	中西 健
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会会長	野村 京子
	一般社団法人滋賀県旅行業協会会長	中河 茂
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	山本 清藏
	一般社団法人滋賀県食品衛生協会会長	法村 賢仁
	公益社団法人滋賀県栄養士会会長	小澤 恵子
	一般社団法人滋賀県調理師会会長	小林 晃
	公益財団法人滋賀県消防協会会長	植田 和生
	一般社団法人滋賀県警備業協会会長	遠藤 孝廣
	滋賀県私立幼稚園PTA連合会会長	小野 理子
警備・消防 関係	滋賀県PTA連絡協議会会長	山中 学
	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長	清水 あすか
	滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会長	前田 政彦
	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長	山川 奈津美
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鵜飼 淳子
社会・文化 ・環境関係		

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
(社会・文化 環境関係)	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園理事長	中村 裕一
	公益財団法人滋賀県文化財保護協合理事長	吉川 良幸
	公益財団法人淡海文化振興財団理事長	山田 督
	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	吉仲 幸子
	滋賀県青年団体連合会会長	市岡 新也
	滋賀県青少年育成県民会議会長	児玉 典子
	滋賀県子ども会連合会会長	安部 侃
	日本ボーイスカウト滋賀連盟長	三日月 大造
	一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟長	菊池 孝子
	公益財団法人滋賀県緑化推進会理事長	北 幸二
	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク会長	秋山 道雄
	公益財団法人淡海環境保全財団理事長	中鹿 哲
	公益財団法人滋賀県国際協会会長	山田 督
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	木村 尚寛

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 名簿（顧問・参与）

（令和元年5月17日 第7回総会開会時点）

【顧問】6名

（敬称略）

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
国会議員	衆議院議員	大岡 敏孝
	衆議院議員	うえの 賢一郎
	衆議院議員	武村 展英
	衆議院議員	小寺 裕雄
	参議院議員	二之湯 武史
	参議院議員	こやり 隆史

【参与】58名

区 分	所属機関・団体および役職	氏 名
県議会関係	滋賀県議会議員	有村 国俊
	滋賀県議会議員	井狩 辰也
	滋賀県議会議員	今江 政彦
	滋賀県議会議員	江畑 弥八郎
	滋賀県議会議員	大野 和三郎
	滋賀県議会議員	大橋 通伸
	滋賀県議会議員	小川 泰江
	滋賀県議会議員	奥村 芳正
	滋賀県議会議員	海東 英和
	滋賀県議会議員	加藤 誠一
	滋賀県議会議員	河井 昭成
	滋賀県議会議員	黄野瀬 明子
	滋賀県議会議員	桑野 仁
	滋賀県議会議員	駒井 千代
	滋賀県議会議員	佐口 佳恵
	滋賀県議会議員	佐藤 健司
	滋賀県議会議員	重田 剛
	滋賀県議会議員	柴田 清行
	滋賀県議会議員	清水 鉄次
	滋賀県議会議員	清水 ひとみ
	滋賀県議会議員	白井 幸則
	滋賀県議会議員	周防 清二
	滋賀県議会議員	杉本 敏隆
	滋賀県議会議員	角田 航也
	滋賀県議会議員	塚本 茂樹

区 分	所屬機関・団体および役職	氏 名
(県議会関係)	滋賀県議会議員	富田 博明
	滋賀県議会議員	富波 義明
	滋賀県議会議員	中沢 啓子
	滋賀県議会議員	成田 政隆
	滋賀県議会議員	節木 三千代
	滋賀県議会議員	本田 秀樹
	滋賀県議会議員	松本 利寛
	滋賀県議会議員	村上 元庸
	滋賀県議会議員	目片 信悟
	滋賀県議会議員	木沢 成人
	滋賀県議会議員	山本 正
	滋賀県教育委員会委員	藤田 義嗣
県関係	滋賀県教育委員会委員	土井 真一
	滋賀県教育委員会委員	野村 早苗
	滋賀県教育委員会委員	窪田 知子
	滋賀県教育委員会委員	岡崎 正彦
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局長	吉岡 一
	株式会社毎日新聞社大津支局長	竹中 拓実
	株式会社読売新聞社大阪本社大津支局長	河村 真司
	株式会社産業経済新聞社大津支局長	鮫島 敬三
	株式会社中日新聞社大津支局長	嶋津 栄之
	株式会社京都新聞社滋賀本社代表	藤田 治久
	株式会社日本経済新聞社大津支局長	橋立 敬生
	一般社団法人共同通信社大津支局長	三枝 正道
	株式会社時事通信社大津支局長	寺沢 健之
	日本放送協会大津放送局長	丘 信行
	株式会社京都放送滋賀支社長	宮本 英樹
	びわ湖放送株式会社取締役放送管理局长	大杉 成聖
	株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	二反田 隆治
	株式会社S I N代表取締役社長	平田 耕三
	株式会社滋賀報知新聞社代表取締役社長	富田 正敏
	滋賀夕刊新聞社代表	押谷 洋司
	新日野新聞社代表	河岸 淳

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもたちの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡大するとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民体育大会 県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
平成27年(2015年)8月31日
第3回総会一部改正

第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストラーションボートおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低1競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第79回国民体育大会 会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

なお、陸上競技、公開競技、デモンストラーションスポーツおよび開閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

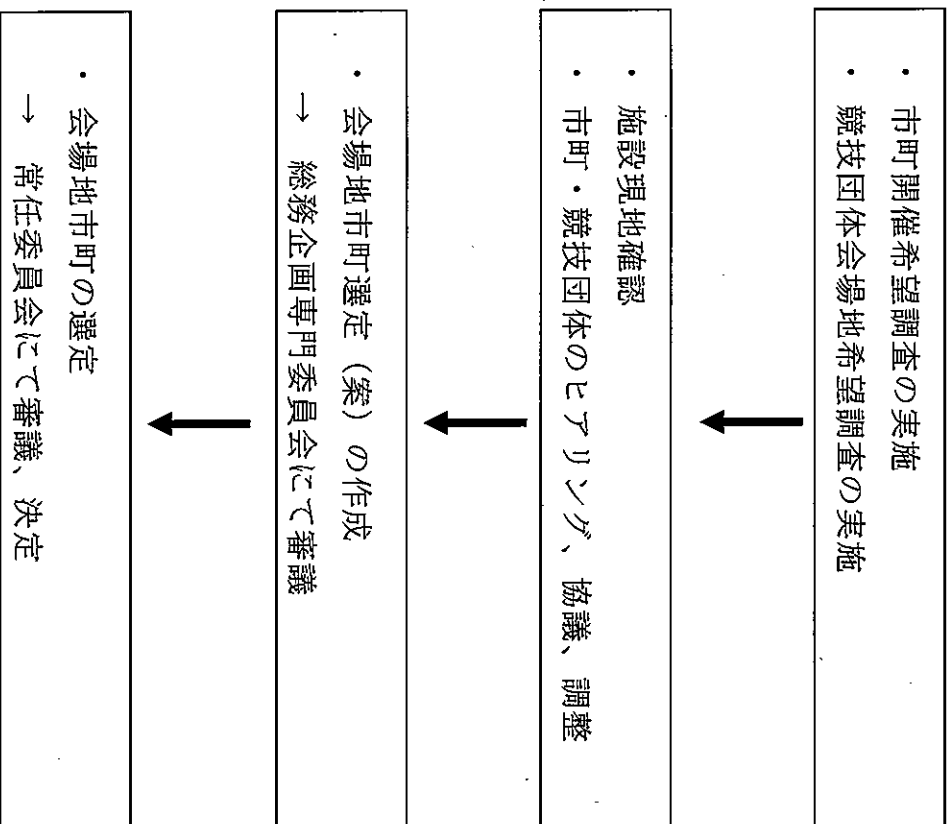
- （1）施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- （2）同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- （3）特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- （4）会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。

但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。

- （5）競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。

- （6）選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 7 9 回国民体育大会 公開競技実施基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。
- (2) 県民一人ひとりが多くのスポーツに触れる機会を増やすことにより、健康づくりへの関心を高め、「滋賀をスポーツで元気にする大会」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンズデニス、エアロビックスの7競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技と特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施時期と実施日数

- (1) 実施時期は平成36年4月1日から閉会までとする。ただし、大会総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、4日間を上限とする。

5 業務分担および経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

6 その他

競技会の実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。

第 24 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民体育大会の会場を使用するものとする。
- 2 選手等の負担軽減、交通・宿泊施設等の状況を総合的に判断し、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則その他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 会場は、原則として既存施設を活用する。

第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業 務 内 容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。
- 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびゾロツクの競技団体講師による県内講習会
 - ③中央およびゾロツクの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④中央およびゾロツクの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびゾロツクの競技団体講師による県内講習会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の広報については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）に向けて、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 目的

大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信することを目的とする。

2 広報の手法

（１）愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。

- ①愛称・スローガンの制定および普及
- ②マスコットキャラクターの制定および普及
- ③イメージソング・ダンス等の制定および普及

（２）各種広報物品による広報

各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- ①大会広報誌の発行
- ②ポスターの作成
- ③ペンフレット、リーフレット、ちらしの作成
- ④広報グッズの作成
- ⑤各種ガイドブックの作成

（３）多様なメディアによる広報

報道機関との連携およびインターネットなど多様なメディアにより、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- ①新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進

- ②県や市町、各種団体等の広報媒体の活用
- ③専用ホームページの開設やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイト等のソーシャルメディアの活用

（４）イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントや事業と連携した広報活動を実施する。

- ①開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- ②県や市町、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動等の実施
- ③「しがスポート大使」の参加するイベントとのタイアップ
- ④「子ども・若者参画特別委員会(通称：ジュニア・ユースチーム)」との連携
- ⑤出前講座を活用した広報

（５）屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。

- ①のぼり、横断幕、懸垂幕の設置
- ②歓迎塔、歓迎アーチ等の設置
- ③広報看板、カウンタダウンボード等の設置

（６）映像等による広報

県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。

- ①先催県の大会映像等（DVD等）の貸出
- ②広報用映像の制作およびインターネット等での公開

（７）記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- ①記録映像の制作
- ②記録写真集の制作

（８）参加章等の作成

大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。

（９）その他広報

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

3 活動展開の指針

(1) わかりやすい広報

見る側や聞く側など、受け手に配慮した、誰にでも伝わるわかりやすい広報に努める。

(2) 媒体の特性に応じた広報

それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。

(3) 状況に応じた広報

時間や場所、タイミングに配慮した広報を実施するとともに、その時々で最も効果的な広報媒体による情報発信に努める。

(4) さまざまな主体との連携・協働

県民総参加でつくる大会に向け、大会の広報についても、県内の多様な主体と連携・協働のもとに展開する。

(5) 募金活動との連携

募金活動における取組とも連携して広報活動を実施し、相乗的な効果を生み出せるように努める。

(6) 大会後につながる広報

大会に向けた広報はもちろん、大会終了後も多くの方々が滋賀県を訪れていただけるよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。

(7) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や大会運営にも活かすよう努める。

4 構成員の役割

開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

5 基本計画の進化管理

基本計画については、取組の進捗状況等を「広報・県民運動専門委員会」において毎年検証するとともに、必要があるときは、開催準備委員会の常任委員会の議決を経て変更する。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

宿泊基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
- 大会参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ① 都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ② 大会の選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③ 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

医事・衛生基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整えとともに、障害の種別・特性に応じた医療救護に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国体の馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）および一般観覧者の輸送については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県および会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

ア 総合開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国体の競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。

イ 大会の競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県および会場地市町は、国体の総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 総合開・閉会式および競技会場地の輸送については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、バスおよび鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での総合開・閉会式会場および競技会場地への乗り入れについては、道路交通事情および駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

3 車両等および駐車場の確保

- (1) 参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障害者等の移動に配慮する。
- (3) 総合開・閉会式および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県および会場地市町は、開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県および会場地市町は、総合開・閉会式および競技会場地における参加者および一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど環境に配慮した運営に努める。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金趣意書

平成36年(2024年)に滋賀県で第79回国民体育大会と第24回全国障害者スポーツ大会が開催されます。

両大会の開催は、次代を担う子どもや若者たちがスポーツの意義や楽しさに触れ、夢を育て、自ら成長するきっかけとなるものです。また、スポーツを「する」「みる」「支える」など、県民の皆さんがよりスポーツに親しむとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進める契機にもなります。加えて、全国から滋賀を訪れる多くの人との触れ合いを通じ、歴史や自然、文化など、滋賀の多様な魅力を発信する絶好の機会でもあります。

県民の皆さんが年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、様々な形で両大会に参加することを通して夢や感動、連帯感を共有し、滋賀をより一層元気にする大会となるよう、その準備に万全を期すことが大切です。併せて、滋賀県ゆかりのアスリートの成長や、両大会をはじめ、全国や世界での活躍を応援していきたいと考えます。さらに、全国のトップアスリートが活躍する舞台であるとともに、県民の皆さんが生涯にわたって豊かなスポーツライフや健康的な生活を実現するための拠点となる施設の充実を図る必要があります。

現在、県や市町、競技団体、関係団体等が一体となり開催準備を進めているところですが、両大会を成功に導き、その成果を次代に残していくためには、皆さんのより一層の御支援・御協力が何よりも必要です。

このような趣旨から、より多くの方々に両大会を支えていただくための取組として募金を実施し、両大会の運営、競技力の向上やスポーツ施設の整備に要する経費として活用させていただきたいと考えております。

皆様には、是非この募金の趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年8月31日

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進計画

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱(以下「要綱」という。)第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。

1. 推進体制

開催準備委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。

2. 推進に向けた視点

次の3つの視点に基づき、取組を推進する。

- (1) 「寄附したいと思っていただくための工夫」
滋賀や大会を応援したいという思いの醸成を図る。
- (2) 「気軽に寄附していただくための工夫」
寄附しように思った時に、気軽に寄附できる環境を整備する。
- (3) 「活動を継続させるための工夫」
長期間にわたる募金を持続させるために必要な工夫を行う。

3. 具体的な取組

(1) 様々な募金活動の展開

ア 個人

- ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。
- ・ 大会記念物品等の購入を通じた寄附を呼びかける。
- ・ 公共施設や民間施設に募金箱を設置する。また、募金箱については、スポーツイベントをはじめとする各種イベント時にも設置するなど寄附機会の拡大を図る。
- ・ 駅や商業施設等において、街頭募金を原則として年に1回実施する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

イ 企業・団体

- ・ 県内の企業・団体をはじめとして、県外の滋賀ゆかりの企業・団体についても直接訪問するなどにより寄附を依頼する。また、県内に事業所等があり県外に本社がある企業については、必要に応じ本社を訪問して寄附を依頼する。
- ・ 寄附については、通常の寄附のほか、寄附付き商品の販売、主催イベントの参加料や運営する施設の利用料に寄附を含める方法などについても協力を依頼する。
- ・ 職場募金への配慮を依頼する。
- ・ ワスコットキャラクターのグッズ販売等について協力を依頼する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

(2) 戦略的な広報活動の展開

- ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ大会開催のプレイイベント等との連携を図る。
- ・ 広報にあたっては、選手の動向や思いを発信するなどにより、募金の趣旨に共感してもらうための工夫をする。
- ・ 寄附について税の優遇措置があることを周知する。

(3) 学校との連携協力

- ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む大会全般を盛り上げる取組を実施する。(例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等)

(4) 滋賀ゆかりの著名人やトッパスリートへの協力依頼

- ・ 各種広報活動やイベントへの出席等について協力を依頼する。
- ・ グッズ等の「モノ」のほか、一緒に何かをする権利等の「コト」の提供についても協力を依頼する。

(5) 寄附への謝意表明

- ・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。
- ・ 同意がある場合は、インターネットや開催準備委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讀める。

(6) 結果のフィードバック

- ・ 寄附金を充当した事業の実績や成果について、レポートを作成しインターネット等を通じ公表することなどにより、寄附者に報告する。

(7)様々な支払手段の設定

- ・ 募金専用納付書の作成や、募金箱の設置、クレジットカードによる寄附、その他インターネットを活用した寄附など様々な支払手段を設定し、手軽に、かつ気軽に寄附できるための環境整備を図る。

(8)メリハリをつけた推進

- ・ 週単位または月単位の取組集中期間を設ける。
- ・ 取組の開始時期をあえてずらしたり、進捗状況等を踏まえて刺激となる新たな取組を追加するなどにより息切れを防ぐ。

4. 推進計画の進行管理

推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、開催準備委員会の総会の議決を経て変更する。

